

様式第1号

会 議 録

会議の名称		令和3年度第1回つくば市障害者自立支援協議会全体会		
開催日時		令和3年5月6日 10:00～11:30		
開催場所		つくば市役所2階201会議室		
事務局（担当課）		福祉部障害者地域支援室		
出席者	委員	根本希美子、有田幸子、田邊佐貴子、藤井ひとみ、村上隆浩、吉田美恵、大久保安雄、井坂美津子、篠崎純一、武田真浩、原口朋子、荻谷由紀子、石田奈津子、斉藤秀之、飯島弥生、桐谷真、上方智子、中島澄枝		
	その他			
	事務局	根本課長、福田室長、岡田課長補佐、飯田係長、大竹主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数		0人		
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 令和2年度事業報告について (2) 令和3年度事業計画について (3) 分科会（専門部会）の日程、内容等について		
会議録署名人		確定年月日		令和3年 月 日
会議次第	1	開会		
	2	障害福祉課長あいさつ		
	3	協議会委員紹介		
	4	担当課職員紹介		
	5	座長及び副座長選出		
	6	議事		
	7	その他		
	8	閉会		

1 開会

2 障害福祉課長あいさつ

3 協議会委員紹介

4 担当課職員紹介

5 議事

齊藤座長：

では協議事項に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（武田委員）：

筑峯学園の武田です。

お手元に資料はございますでしょうか。1ページから説明させていただきます。令和2年度つくば市障害者支援協議会報告案として説明します。1番目に、協議会開催報告として、昨年度の開催した会議部会などを表に記載させていただいております。会議としては、事務局会議、当市の委託相談支援事業所4ヶ所の担当職員と、つくば市の担当課職員で構成したもので、当協議会の企画、事務調整機能などを担っており、今年度は7月、8月、11月の3回行っております。全体会の方は、本日の会議も、全体会に当たるものですが、昨年度は、コロナの影響もあり、7月29日、例年に比べて、少し遅くなってしまいましたが開催しております。

部会の方は2つありまして、こども部会は委員13名で構成されています。昨年度は9月24日と12月17日に開催いたしました。

おとな部会は、10名で構成されておりまして、昨年度は、9月9日と12月9日に開催いたしました。全体会は、令和2年7月29日に開催されました。

協議事項としては、令和元年度の事業報告について、令和2年度事業計画についてなどのお話がありました。

2 ページをご覧ください。その中で、各委員さんからの意見もいただいたので、記載しております。2 番目として組織図の整備、個別支援会議の解釈について、というところでの確認がありまして、記載の仕方を再考して欲しいという意見がありました。その他、児童発達支援センターができる方向で進んでいくに伴い、相談支援体制を整えて欲しい。行政運営協議連絡会では、高齢者の方の調査を実施して把握しているが、障害者の方の設定が少ないなどの意見がありました。後半は、おとな部会、こども部会、2 つに分かれて、1 年間の部会での開催内容を検討して、全体会は終了となっております。

2 ページの下の方から、こども部会の内容が記載されております。こども部会は令和 2 年 9 月 24 日に開催し、協議内容としては、一つ目として、医療的ケアについて、どんぐりの家井坂様、かけはしねっと根本様から、スライドを使ったお話がありました。

3 ページをご覧ください。2 つ目として、医療的ケア児の災害時個別支援計画について、障害福祉課の担当職員の方から災害時対応ガイドブックについての説明がありました。1 番 2 番、それぞれ、委員さんからの意見を記載しております。すべてが網羅されているものではないですが、主立ったところを記載しております。2 回目のこども部会が、令和 2 年 12 月 17 日に行われました。このときの協議内容は、1 つ目として、障害別の災害時ガイドブック作成について。会議開催の前に事前に各委員の皆様へアンケート調査を実施して、その内容に基づいて、意見交換などを行っております。各委員さんからの意見というところで、茨城県内も含めて、他の市町村でも作成しているところがあるので、そういった情報も参考にしていけるとよい。また、災害というところのお話なので、避難場所に指定されているところのお話、連絡体制を検討した方がいいという話も出ました。

4 ページをご覧ください。その他、民生委員さんからと、学校教育関係の方からも意見をいただきながら、話し合いを行いました。ご確認いただいて、訂正等ありましたら、お知らせいただくと助かります。

5 ページをご覧ください。ここからはおとな部会の記載になっております。おとな部会の 1 回目を令和 2 年 9 月 7 日に行いました。協議事項としては、新型コロナウイルスによる影響について、各委員で意見交換を実施しております。

医療関係の方から、教育関係の方もいましたので、それぞれの、その時点での、どう新型コロナウイルスに関する影響とか、対応についてご意見、発言いただいて、情報共有などを行っております。

6 ページをご覧ください。おとな部会の2回目を令和2年12月9日に開催しました。協議内容としては、一つ目が、障害者就労施設等の生産物について、この時も、事前に各委員へアンケートをお願いして、その調査結果をもとに話し合いを行っております。ふるさと納税の返礼品としてやっている。つくば市も実際に行っているということなのですが、就労の生産物についての内容の協議をさせてもらっています。これについても意見交換を行っております。非常に簡単な報告で申し訳ございませんが、以上でございます。

斉藤座長：

ありがとうございます。

今のご説明に対してご意見、ご確認ご質問等がありましたら、挙手にて、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

斉藤座長：

令和3年度事業継続について議事を移りたいと思います。

それでは事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局：

では、令和3年度事業計画についてご説明させていただきます。

資料ですが、縦書きのつくば市障害者自立支援協議会スケジュール（案）、横書きのつくば市障害者自立支援協議会組織図（案）をご覧ください。

まずは、縦書きのスケジュールからご説明いたします。

前年度、各専門部会の開催が2回では少ないという声もありましたので、今年度は案として各専門部会3回で予定を組みました。

そこで、皆様にお話しいただきたいところですが、新型コロナウイルス感染拡大の心配もありますので、前回同様、2回でいいのか、案のとおり通り3回でよろしいかというところを、皆様にお諮りしたいと思います。

それからプロジェクト会議についてなんですが、こちらは協議の内容について、必要に応じて実施していきたいと思います。

つづきまして、横書きの組織図についてご説明いたします。前年度から修正させていただいたところが、各会議等の全体会の記載内容についてです。精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、障害児支援体制の整備について記載を加えました。3年度事業計画については、以上となります。

斉藤座長：

ありがとうございました。

ご意見ご質問がございましたら挙手いただければと思います。

斉藤座長：

次の事項に移ります。このスケジュール案にある中での日時を決めていただくことと、何を今年度話しますかっていうことを決めていただいて、事務局にご報告いただければ、それで解散でよろしゅうございますか。それでは、こども部会とおとな部会の方で少し議論をする内容になろうかと思います。それぞれ解散ということで、この会は閉会したいと思います。

それではありがとうございますと合わせて最後の会議をよろしくお願いたします。

今後の予定

こども部会	第1回	8月5日(木)	10:00~11:30
	第2回	11月14日(木)	10:00~11:30
	第3回	1月12日(木)	10:00~11:30

おとな部会	第1回	7月14日(水)	10:00~11:30
	第2回	10月13日(水)	10:00~11:30
	第3回	2月3日(水)	10:00~11:30

5. 閉会（午前 11 時 30 分終了）

令和3年（2021年）度 第1回つくば市障害者自立支援協議会全体会 次第

日 時 令和3年5月6日(木)

午前 10時00分～11時30分

場 所 つくば市役所2階 201会議室

1 開 会

2 障害福祉課長あいさつ

3 協議会委員紹介

4 担当課職員紹介

5 議事

(1) 令和2年度事業報告について

(2) 令和3年度事業計画について

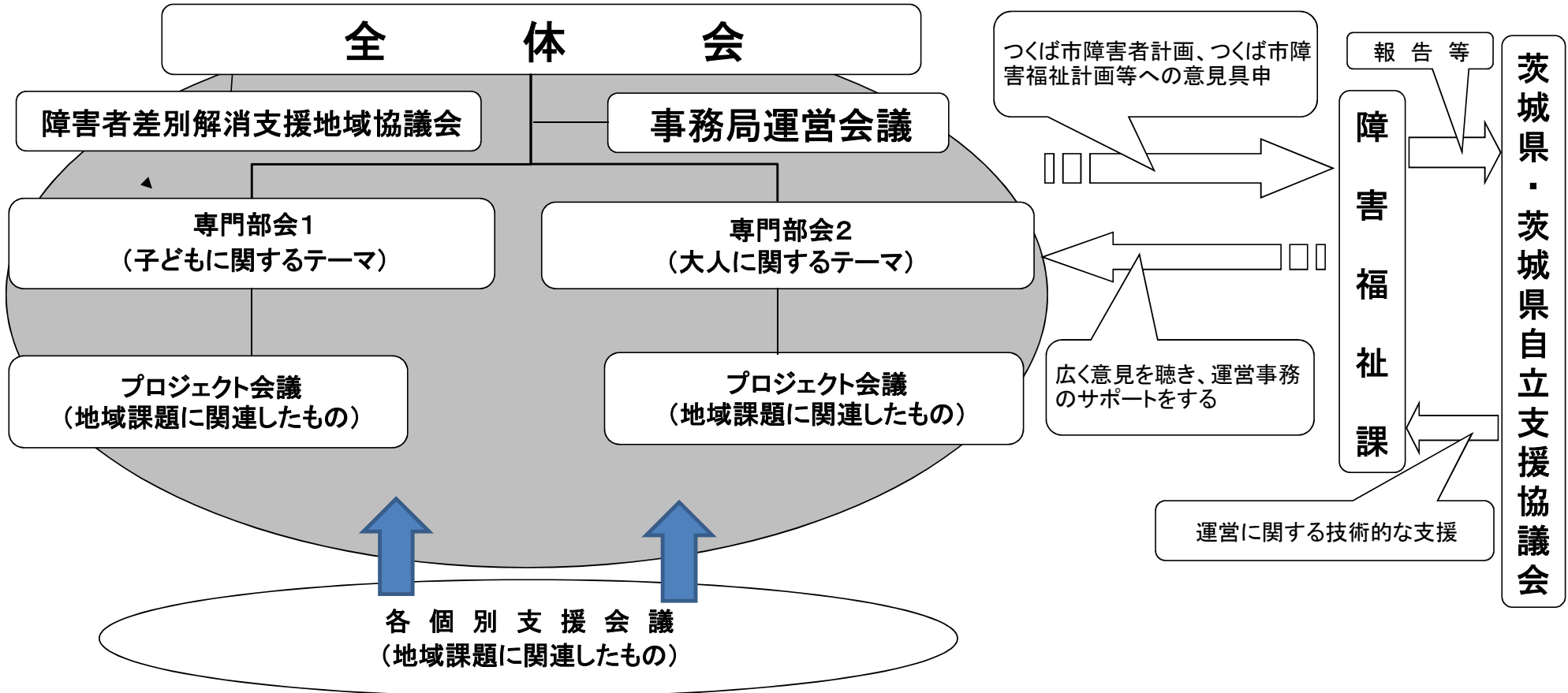
(3) 分科会(専門部会)の日程、内容等について

6 そ の 他

7 閉 会

R2.7-R5.3 つくば市障害者自立支援協議会組織図(案)

R3.5.6現在



<各会議等について>

- ◆全体会：委員全員で障害者支援体制状況と当該協議会の方向性を共有・確認し、市の障害者福祉計画策定等について必要に応じて意見する。また、障害福祉計画令和5年度の目標値について、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援体制の整備(医療的ケア児支援など)の協議の場とする。
- ◆専門部会：テーマを設け、個別事例等からの地域課題を協議・検討。全体会にて報告する。
- ◆事務局会議：事務局業務を委託する相談支援事業所と行政担当者などで構成し、定例開催。各専門部会長と企画運営の協議を行い、当該協議会の運営を管理する。
- ◆プロジェクト会議：これまでの当該協議会からの報告等を基に、障害者相談支援体制を充実させるための実践や調査等を行う。
- ◆障害者差別解消支援地域協議会：差別の相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワーク
- ◆個別支援会議：委託相談支援事業所が中心となり、個別事例(ニーズ・課題・困難ケース等)の具体的な支援策を協議。抽出された地域課題を専門部会で随時取り扱う。

R3つくば市障害者自立支援協議会スケジュール(案)

R3.4.1

	全体会	専門部会1、2	(プロジェクト会議)	事務局運営会議
4月		各部会とも、年間3 回程度での開催予 定		4/8 #1 全体会開催に向けて の事前調整等
5月	5/6 #1 運営体制の調整・確 認			
6月				⇕
7月		⇕ ⇕		
8月		⇕ ⇕		
9月				⇕
10月		⇕ ⇕	●協議により出た今 年度内に取り組む課 題等	
11月		⇕ ⇕		
12月				⇕
1月		⇕ ⇕		
2月		⇕ ⇕		
3月				

障害福祉課の動き

児童発達支援センター設置検討、合理的配慮の推進

協議会運営方針案

- ・協議会事務委託相談支援事業者は座長、副座長、部会長を補佐する。
- ・協議会委員で2グループを構成し、各専門部会を運営する。
- ・個別の事例検討から、障害を抱える方に対する相談支援体制における地域課題を共有し、具体的な取り組みに繋がられるよう進めていく。
- ・個別支援会議は随時開催。当該協議会以外の場で行われる各種会議から地域課題を抽出する視点をもって臨む。

専門部会内容

- 専門部会1: 子どもに関するテーマ
- 専門部会2: 大人に関するテーマ

様式第 1 号

会 議 録

会議の名称		令和 3 年度つくば市障害者自立支援協議会第 1 回専門部会 2 (おとな部会)				
開催日時		令和 3 年 7 月 14 日 10 : 00 ~ 11 : 30				
開催場所		つくば市役所 職員研修室				
事務局 (担当課)		福祉部障害者地域支援室				
出席者	委員	有田幸子、大久保安雄、篠崎純一、武田真浩、原口朋子、 苅谷由紀子、吉田美恵、石田奈津子、斎藤秀之、桐谷真、 田邊佐貴子				
	その他	江藤 睦				
	事務局	根本課長、岡田課長補佐、飯田係長、福田室長、大竹主任				
公開・非公開の別		公開	非公開	一部公開	傍聴者数	3 人
非公開の場合はその理由						
議題		(1) 情報コミュニケーション条例について (2) 障害者施設等の物品販売について (3) 特別支援学校等卒業後の交流の場について				
会議録署名人				確定年月日	令和 年 月 日	
会議次第	1	開会				
	2	専門部会長挨拶				
	3	協議事項				
	4	その他				
	5	閉会				

1 開会

事務局：「令和3年度つくば市障害者自立支援協議会第1回おとな部会（専門部会2）を開会いたします。本日は、公私共にお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局：

開会にあたりまして、斉藤座長より、あいさつを申し上げます。

斉藤部会長：（部会長挨拶）

事務局：

斉藤座長、ありがとうございます。

3 協議事項

事務局：

続きまして、次第3「協議事項」に入ります。つくば市障害者自立支援協議会設置要項第2項において、「座長は協議会を代表し、会務を総理する」こととなっておりますので、これからの会の進行につきましては、斉藤座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

斉藤座長：

はい、それでは始めさせていただきます。内容に入ります前に、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする「つくば市会議の公開に関する指針」により、つくば市自立支援協議会を公開とします。ご賛同いただける方は拍手をいただければと思います。

委員一同：（拍手）

斉藤座長：はい、ありがとうございます。では協議にうつりたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局：

最初の協議事項は、有田委員から資料を使い、「情報・コミュニケーション条例」について講義をお願いしたいと思います。有田委員お願いします。

有田委員：

（有田委員から自己紹介）

委員の皆様には障害者の支援をするために集まっていますが、いまここにいる障害者は、私ひとりです。情報コミュニケーション条例について少しお話ししたいと思います。3ページをご覧ください。つくば市にはいろいろな障害者が暮らしております。その部分を読んでいただけますか。

皆さんで交代で読んでいただけますか。時間が25分と短いので。（石田委員）お願いします。

石田委員：

身体障害者、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、発達障害、知的障害、高次脳機能障害、難病、重複障害者として盲聾者など、さまざまな障害を持っている人間が住んでいます。私たちもつくば市民の一員です。

有田委員：

ありがとうございます。つまり、言いたいことは、つくば市の中に障害者がたくさんいるということです。

障害者の定義というのは、障害者基本法によると、身体障害者、知的障害者または、精神障害があるため長期にわたり日常生活または社会生活の中で、相当な制限を受けている者のことです。自分の言葉で話したいと思ってもできない、それは手話が第一言語である聾者ですね。聾者には高齢で筆談が苦手な方もいます。また、声で話してもなかなか分かっていただけないということもあります。また、音声の障害がある方、例えば脳性麻痺の方、自分の声で話してはいますが、周りの方にはなかなか伝わらないので、介護者がそれを通訳していると聞きました。私の声も初めて会った方にはなかなか聞き取りにくいようです。私も父親となかなかコミュニケーションが取れなかったです。

また、自分の気持ちを分かってほしい、言いたいことをなかなか話すことができない、高次脳機能障害の方などがいます。前にそういうお話を聞きました

けれども、自分の家族にも理解してもらえないという相談を高次脳機能障害の友の会が受けたそうです。

当事者にとっていろいろ厳しいことがあります。相当な制限があるということです。つまり、コミュニケーション障害は、非常に厳しい状況です。また、情報についても、やはり制限があります。自身で情報を文章などで読みたいと思っても、点字または拡大文字もない場合、視覚障害の方は情報を得ることができません。聴覚障害の方は書いてある情報、目の前にある情報は、書いてあれば分かるのですが、放送など音声での情報では分からない。また、読んでも意味が分からない、内容をつかめないという方もいます。また、盲ろう者は、読むのも聞くのもどちらも状況をつかめないです。情報の受け取り、それを発信する機会がないと難しい。いろいろ自分で試行錯誤していくこととなりますけれども、つくば市の場合は、まだまだそういった情報提供が十分ではないと感じています。障害のある人のコミュニケーションの方法は、多様になっています。障害の特性は個人によって様々です。現在のつくば市は、まだまだそういったことに対して十分に配慮がないと思います。

続いて、手話言語条例についてお話ししたいと思います。すみません、この部分を読んでいただけますか、武田さん。

武田委員：

13 ページから 14 ページでしょうか、はい。手話言語条例とは、手話が言語であることを明確にし、手話を使用する人に対する理解を深めることが目的です。

有田委員：

ありがとうございます。続いて情報・コミュニケーションの条例についてお話ししたいと思います。すみませんが、次の方、苅谷さん、15 ページを読んでいただけますか。

苅谷委員：

はい、それでは読ませていただきます。情報コミュニケーション条例とは、手話、指文字、文字通訳、触手話、指点字、点字、拡大文字（墨字）など、様々な障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進、普及啓発を行い、情報の取得や意思疎通を促進することが目的です。

有田委員：

ありがとうございます。そのように2つの条例がありますが、ちょっと違いますね。手話言語条例、これは聞こえない人が中心になっています。また、情報・コミュニケーション条例では、ほかの障害の方も含まれます。

すみません、原口さん、続けて次のところ、16ページを読んでいただけますか。

原口委員：

障害者基本法（地域社会における共存 抜粋）第3条第3項、すべて障害者は可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について、選択の機会の拡大が図られること

有田委員：

ありがとうございます。すみませんが次の方、17ページを読んでいただけますでしょうか。

篠崎委員：

障害者権利条約第2条 定義 この条約の適用上、意思疎通とは言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読、その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式、利用しやすい情報通信機器を含む。言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

有田委員：

ありがとうございます。私たち聞こえない人たち、聾者は、不便な生活を送っています。しかし、その不便さには慣れていきますので、つまり、そのことに対する不満を言いません。高齢の方はいつものことなので、もう仕方がないというふうに現状を受け止めています。というのも、便利な生活を知らない、したことがない、そういう経験をしたことがないから不満が出ないのです。なので、不便に慣れすぎたために、もっと便利にしたい、便利になりたいと思う方はあまりいません。例えば、意思疎通のひとつですが、電話リレーサービスが今年の7月1日に公的インフラとしてスタートされました。でも、ここ茨城県では利用者が非常に少ないです。その理由として、今まで経験がない、電話

リレーサービスを使った経験がない、わざわざスマホを買うお金がもったいないなどと。すごく便利だということが分かれば、これから増えていくと思います。このように聞こえない人の生活環境がもっと十分な環境になればと思います。そのために、情報コミュニケーション条例をしっかりと成立させて、他の障害者などと力をあわせて、他の障害者のニーズをしっかりと聞いて、何年間か、2年・3年間は十分に話し合っていきたいと思います。

まず、具体的な条例について、そのニーズについてお話ししたいと思います。

すみません、次の方 21 ページを読んでいただいてもいいですか。吉田さんですか。

吉田委員：

市、市民、事業者、意思疎通支援者、障害者、学校等の役割。市の施策。意思疎通手段の確保。普及啓発や学習機会の確保。学校等での普及。人材育成。事業者への支援。調査・研究。運営委員会の設置など。

有田委員：

ありがとうございます。これらのことをひとつひとつ皆で協力して進めていかなければならないと思います。つくば市情報コミュニケーション条例が成立した場合、もっと聞こえない人たちの生活が充実していくと思います。聞こえない人だけでなく、他の障害者たちもそうなります。

私たちの協会、つくば市聾協として取り組んでいることがあります。手話通訳派遣制度の充実、今は派遣制度では聞こえない人が必要としているときに手話通訳の派遣を受けられない、認めてもらえない場合があります。手話通訳してもらえる内容に制限があります。基本的な人権として、聞こえないひとりの人が手話通訳が必要と言った場合、すべて手話通訳を派遣していただきたい、いただくべきだと思います。少なくとも茨城県以外ではできております。当事者団体による奉仕員養成講座の運営、現在はつくば市が社協に委託しております。これを当事者団体である私たち、つくば市聾協に直接委託してほしい。遠隔地手話通訳システムの導入及び設置手話通訳者のより有効な活用、ろう高齢者を対象にした端末機器の工夫、ろう高齢者のデイサービスの実施及びグループホームの設置についても要望があります。いろいろお話ししたいこともありますが、時間になりましたので、最後にまとめます。

つくば市情報コミュニケーション条例が成立できるように、聞こえない人又はいろいろな障害者がしっかりと情報の受け取りと発信の機会ができますように、また、コミュニケーション手段としていろいろな形が選べますように、生活の環境が向上しますように、皆さん一人一人の理解をいただきたいと思います。いま、栃木県では情報コミュニケーション条例が進行中です。栃木県のホームページには詳細が載っておりますので、参考になるとと思いますので、どんな風に進めたら良いのか、つくば市もそれを見て進んでいったらいいなと思います。これで私の話は以上になります。ありがとうございました。

斉藤座長：

ありがとうございました。それでは、有田委員の方から、最後の方は少し端折っていただいたのですが、皆さん資料を読んでいただいて、そこも踏まえたうえで、何かご意見なりコメントなりご確認なりありましたら、いただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、原口委員お願いします。

原口委員：

有田委員、情報提供をありがとうございました。とても勉強になります。私も知識が不足しているものですから、教えていただければと思うのですが、最後に栃木県が現在コミュニケーション条例を検討中ということを出されていましたが、茨城県の方はどのようになっているのでしょうか。

有田委員：

はい、お答えします。ここ茨城県の中では、3自治体ですね。茨城県は、2018年に手話言語条例、「茨城県手話言語の普及の促進に関する条例」が成立しております。筑西市でも同じように、2018年に「筑西市手話言語条例」が成立しています。水戸市では2019年3月に情報・コミュニケーション条例として、「水戸市手話その他の意思疎通手段の促進に関する条例」が成立しています。つまり、茨城県、筑西市、水戸市の3自治体において成立しております。

原口委員：

ありがとうございます。

斉藤座長：

いかがでしょう、他の委員の皆さんは。石田委員。

石田委員：

ありがとうございます。私もこのようなことはほとんど知らないでいたのですが、たまたま私が支援している方で、視覚障害者の方は本当に数が少ないんですけれども、最近お話する機会があって、そういった条例のことは知らなかったです。企業側の理解がなくて、お仕事をやめてしまったという現状がある方なんです、その方が途中で病気で手術が失敗して視力を失った方なんです、やはりなかなか視覚障害者に対する支援が、当事者が情報を得るのが大変だということと、あまり無かったということで、やはり自分から発信していかないと、必要なものが引き出せないということをおっしゃっていました。普段、どういう情報を取っているんですかというのと、パソコンが使えるか方なので、スクリーンリーダーというソフトで読み込んで、パソコンを使用した仕事をされていたようなのですが、やはりそういったものを用意するのも自前だという風に言っていたので。そういった必要な機器ですとか、そういったところを用意しやすいようなことを課題とかに盛り込めたらいいなと思って聞いておりました。もうひとつ視覚障害者の方がいまして、スクリーンリーダーも全部読めるわけではなくて、まだらにしか読み取れないという風におっしゃっていたので、やはり情報を取るのにすごく苦労をしておっしゃっていました。あとですね、視覚障害者の方は、移動するので、駅員さんなどは慣れているので誘導してくれるんですが、やはり一番困るのは買い物ですとおっしゃっていて、移動支援だったりガイドヘルパーを使うことももちろんできるのですが、毎回毎回、予約をするのが大変だったりするということだったんですね。お店とかに行って、店員さんとかがそういった方に慣れれば、買い物とかもしやくなるんじゃないかなという話もされていたので、公共機関では整備が進んでいるのかもしれませんが、一般の生活の中で視覚障害者の方もどういう風にリードして行けば良いのかというのを分かれば、より生活しやすいのではないかなという風に思いましたので、そういったところも盛り込んでいけば、普通のサービスカウンターの人などがどういう風に誘導すればよいのかを学ぶ機会があれば、良いのかなと思うので、そういったことも盛り込んでいければ良いのかなと思いました。以上です。

有田委員：

視覚障害者のための文字拡大機器とか、ガイドヘルパーなど、公的なところ

ではあると思いますが、当事者から見たら十分ではないと思います。私が先ほどお話したように、手話通訳派遣と同様、やはり制限がある。茨城県の中では十分ではないと思います。やはり自分から生活をきちんと出来るように環境を変えてほしい。つくば市は予算が足りないということもあるかもしれませんが、障害者を含め、誰一人も取り残さないというように、五十嵐市長の考えに基づいて、情報・コミュニケーション条例を聞こえない人、見えない人、いろいろな障害者のニーズを取り込んで作って成立を目指していきたいと思います。ありがとうございました。

斉藤座長：

まとめていただいたみたいで、ありがとうございます。この件は、話題提供と、皆さんにまずは概要というかアウトラインを共有したということで、また、この部会でも今後課題となることかなと思いますので。おそらく広い意味でのことを議論してほしいというご意向だと思いますので、皆さんも事例をいろいろお持ちでしょうから、今後もまた機会を作ってこういう議論ができればな、と思います。ありがとうございました。

それでは議題2に移らせていただきます。議題2、障害者施設等の物品販売について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

それでは議題2について説明させていただきます。議題2の障害者施設等の物品販売についてなんですが、障害者施設等の物品販売、福祉のお店の新設について、提案者のつくば市福祉団体等連絡協議会の江藤様に本日お越しいただいております。江藤様からお話をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

オブザーバー（江藤様）：

つくば市福祉団体等連絡協議会の江藤と申します。よろしくお願いいたします。言い出しっぺということになってしまったんですけども、これ、なぜ私が事業所を持っているわけでもなく、なにをしているわけでもない人間が言い出しっぺになったのかというと。最初は事業所連絡会と話をさせてくれという形で市の障害福祉課の方に申し入れをしました。事業所さんたちと話し合っ、こっちで適当にやるから場所だけ貸してというとても小さな話だったんで

す。ですが、話を聞いてると、どんどんどんどん大きくなって雪だるまのように広がって行って、もう私の手に負えないぞという状況になっているので、ちょっと軌道修正をしたくなりまして。要するに事業所さんたちの中でやってくださいと言っても、たぶん最初にやりましょうと声をあげて中心になってやるというのは、とてもお忙しい事業所さんたちの中ではしんどいだろうと思って、とりあえずやってもらいたい連協からやってくださいと声をあげようと思いました。つくば市の福祉って見えないんですよ。いろんな人がたくさん苦労しているのに、市役所に来れば、こんな綺麗な役所の中に健常の人ばかりで、車いすの職員さんもいるけれども、そういう人たちもばっちり働けちゃっているんですね。でも、実際どうかなって言うと、事業所をやっていらっしゃる皆さんは良くわかっていらっしゃると思うんですけども、福祉で生きている人たちってそんな綺麗なものばかりじゃないんです。でもすごく頑張っているんです。こんな物があるんですよ、こんなに頑張っているんですよというように見える場所に持っていきたかったんです。最初は、割とそういう単純な思いから始まっています。だからと言って、篠崎さんをご存知ですよ、うちの息子がなんか作って売れるようなものができるかと言ったらできませんよね。でも、できる人たちがいっぱいいるんです。みもり園のシフォンケーキとか最高です、私大好きです。ひまわり学園のお弁当とかも大好きなんです。ああいうものがその辺で簡単に手に入って、買う人は、障害者が作っているとかそんなことを考えずに、おいしそうだから買う、たとえば、私がいつも身に着けているアクセサリーなんかもそういうところで買っています。でも、それが可愛いから買う、福祉に寄って生きている人たちは可哀想なんかじゃない、こんなことができるんだ、ということを見せたいんです。もちろんできない人もいます。でもできる人にはやってもらいたい。そうやって少しでも事業所さんの収入が増やせれば良いな、と。収入が増やせた先のことは事業所さん任せですけどね。いろんな、国の方からもね、B型事業所も工賃上げるとか、言われているはずなんですけどね。そんなことを普通のひとたちは知らないんです。知らないからこそ、そういうところにふらふらと私たち関係者が出て行って、普通のひとたちがこれ可愛い！と言って手に取ってくれたときに、こういうものなんですよって説明ができたとか、こんなことがあるんで

すよ、なんて世間話ができたら楽しいじゃないですか。やっぱり、支援学校で、カスミとかで販売体験とかしているんです。でも、正直、私ならいらぬようなものが結構出ているんです。だから、福祉ってそんなものじゃない、障害者が作るものは安かろう悪かろうじゃない、適正価格で売れるんだ、高次脳機能障害の方に作っていただいたショールなんて具合が良いんです。私大好きなんですごく使っていました。過去形なのは、さすがにくたびれて使えなくなっていました。それだって小一万取られましたが、それが適正価格だと思っています。それぐらい皆さん一生懸命作ってくださっている。そういうようなものが目に見える範囲にあってほしいという思いで、言い出しっぺということで手を挙げました。だから何ができるということはないですが、皆さんの中でぜひそれはやった方が良くないということがあれば、ご検討をお願いします。以上です。

事務局：

ありがとうございます。皆さまにお配りしております資料ですが、障害者施設等の物品販売に関する検討方法（案）ということで、事務局で作成しまして。その資料について、障害者地域支援室 福田室長から説明申し上げます。

事務局：

事務局の福田からお手元にあります資料について説明いたします。障害者施設等の物品販売に関する検討方法の案という資料であります。今回の部会の前に、事務局委員の方で少し捻ってというのと、昨年度の協議会の中で話題が出て、たくさんご意見が出て協議したものの中を、部会長の斉藤議長にも助言をいただきまして、そのときの議論のところでは、現実提案できるのではないかと、いうところを事務局でまとめさせていただいた資料になります。目を通していただければ書いてあるとおりにはなりますが、経緯としましては、昨年度の自立支援協議会の部会の中で、江藤様からもいまお話があったとありで、福祉の店というようなイメージで語られることが多いですけれども、施設等で作る物品を販売する場所、機会の新設がひとつだろうというところと、障害者就労施設等で生産する物品等の収益を上げるための方策について話し合われて、今後検討が必要な事項であろうと、今年度の議題の中に残っているというところであり、今後、具体的にどのようなことがしていけそうかというところ

で、事務局の中でも話し合いました。2の今後の方針の2つの議題について、今回お集まりいただいているおとな部会の、さらにその下に具体的なアクションを起こしていくプロジェクトメンバーを構成して、具体的にどう進めるのかということ協議していくのはどうでしょうか。当然ながら福祉団体等連絡協議会の方からのご意見が重要なこともありますし、当事者の方がその中に入らないのはまずいかなというのがありますので、できれば当事者団体の中から入っていただいて意見を聞きながら進めていきたいということで、資料の3の組織体系というところがございますけれども、いまお話したところで、図式化したものということになります。おとな部会のところに、福祉の店という形態のイメージのものを作り上げていくようなプロジェクト会議がひとつ、もうひとつは、物品販売の体制の整備、協議から進めるということになるかと思えますので、整備をしていくための話し合いにご参加していただく方をこんなメンバーで構成したらどうでしょうか、というところで作ってみたところです。メンバーの構成をご紹介しますと、福祉の店を進めていくメンバーは、当事者の団体の方々、それから福祉サービスの事業所の方々、また、地域のいろいろなご意見をいただけるかなということで民生委員の方にも入っていただくと良いのではないかと、あとは事務局の方で参加している事務局の委員も入ってというところで考えています。物品販売の体制の整備につきましては、主体となられる就労系の事業所、障害福祉サービスの事業所の方々、その先の当事者の就労のことについても視点がある方にも入っていただいて、就労関係機関の方にも入っていただくというのと、事務局委員もその中に入って構成をすると、いうところまででございます。ひとつ空欄のところが最後にありますけれども、ここから先は、あくまでも構成の協議会の委員さんの中だけだと、少なくともこういった想定でいったんスタートして、そのあとも、ご意見を頂戴しながら、他に必要な委員さんも参加いただいて、協議会を構成していけたら良いのかな、というところで資料は作られています。構成の具体的なところは事務局の方ではイメージしていないところがありましたので、これから先の議論は部会の方で、斉藤座長の方に少し進めていただけるとありがたいかなと思います。資料については以上になります。

斉藤座長：

ありがとうございました。私の理解では、ここまで整理するのに、2年くらいはかかりましたかね。こういった話題が、いろんな立場の委員から出てきた中で、まさしく協議会の中で協議をしながら最終的に昨年度の後半と今年度に入ってから、事務局に積極的に調整に動いていただいて、もう一度意見を集約され、何度も事務局と委員の先生方がお集まりいただいて、ああでもないこうでもないということがあったと聞いております。その結果、設置要綱にありますプロジェクト会議という立て付けをここで使おうと。福祉の店の話と物品販売制度の話は混在せずに、別の形でプロジェクト会議を作ろうと、今日の素案の趣旨だと思います。最終的にはプロジェクト会議での方針付けを今日の集まりの部会である程度固めて、施策として盛り込んでもらおうというのが、この協議会の趣旨ですので、まずはその立て付けについて、それで良いかどうかご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

かなりたくさんの方の思いが入って、事務局が苦労した立て付けだと思いますので、ここまで来るまでに相当ご議論があったと聞いておりますので。これでご了解はいただけますか。よろしいですか。有田委員もよろしいですか。

有田委員：

はい。

斉藤議長：

はい、じゃこれについては、ご了解いただきました。

委員の中でこのプロジェクト会議というのが、ある程度の原則論としてなるのが、普通の考え方。で、その上に先ほどもありましたが、就労関係機関というのが特別に出てくるんですが、このメンバーの位置づけはできますか。

基本は、構成されているこの委員の方たちでプロジェクト会議のメンバー構成を行っていくという方向性でよろしいかというところを、まずご議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。私、事務局との会議の中で、構成メンバー外の人もいたらどうかと自分が言っちゃったので、皆さんに混乱した説明をしてしまって申し訳なかったですけれども、基本、今日の話を知ると、この組織のメンバーを割り付けるというか、その考えで行くと理解をしましたので、その点について協議をしても良いですか。これはあくまでもメンバー案と

ということによろしいでしょうか。私、間違っていたら補足してもらっても良いですか。

事務局：

事務局の方から補足させていただきます。プロジェクトメンバーの構成の中で、先ほど言い出しっぺということでご紹介というか趣旨の説明をしていただいた福祉団体等連絡協議会さんからの枠で、ということですかね。

斉藤議長：

今の指示は、構成されている団体から参与いただくということは、解釈として良いかということによろしいですかね。問題ないと私は思うのですが、どうなんでしょうか。この方たちだけじゃなくて、ここに構成されている団体に属している方で、このプロジェクトに貴重な、有用なご助言とかご意見をいただけるような方が事務局として、この会議に関与しても良いというご判断の場合は、例えば、私がつくば市理学療法士会という団体からの委員として来た場合に、私以外のつくば市理学療法士会の構成メンバーがこの会議に入るということは、良しとしてよろしいでしょうか、ということだと思います。いま、大久保委員からプロジェクト会議だから良からうというご意見がありました。やっぱり色々な意見を取るという意味でも、私も良いと思うんですが、どうでしょうかね。かなりこれ、積極的に取り組もうという気持ちがあるのを感じますので、ぜひ、この協議会だけで話をするだけで終わるなんてことではなく、ぜひ現実的に持っていくという意思が強く感じますので、事務局も。そういう形で、ある程度、事務局にお任せしても大丈夫だと僕は思います。よろしいでしょうか。

じゃ、ある程度事務局で差配していただいて、メンバー構成も決めていただいて、みなさんもメンバーをご依頼された場合には、心よく受けていただいて、積極的にやっただくということによろしいですか、そういう形で。はい、ありがとうございました。

それでは、議題2については、よろしいですかね。はい、大久保委員どうぞ。

大久保委員：

総体的には、体制については、いま決められたようですけども、裏面の

の障害者就労施設等で生産された物品等については、とあり、こう限定すると、作ったものしか売れないと、そうではないんですよ。障害者の就労支援、国が求めている工賃向上計画ということになると、作ったものだけではなく、例えば優先調達法に基づいて言うと、官公庁が就労支援の事業所に委託すると、そういう内容が入ってくるんですよ。そこには、労働力を売るという、そういう目的もあるので、あくまでもここでは物品等だけではないということで、考えていただいた方が良いのではないかと。今では、総体的な動きでは、工賃向上計画は、相当国からもプッシュされていますし、それによって、我々も事業の報酬が変わるといふそういう現実的な問題もありますので、もちろん障害者が日常的に作業をして、その能力を發揮できるということでの仕事の創生も考えていかなければならないですね。ですから、作った物についてはもちろん、福祉の店というイメージを抱いていただいて、就労関係で言えば工賃向上をさらにアップするということなので、そういう仕事を、どういう風に創生するかということなので、先ほどもありました就労関係機関ということになれば、当然そこには企業がどういう形で仕事を依頼するかという話の内容がここに入ってくるんですよ。ですからそういう関係をもう少し具体的に、この内容については考えていただいた方が良いのではと思いますので、文言についてももう少し検討していただければと思います。

斉藤座長：

ありがとうございます。文言については、おそらく事務局もそこは含んであるとは思いますが、ただ明記されていないので、少しこのご意見はアグリーするというか了解したということで検討いただければと思います。となると、この名称も物品販売のどこかに等を入れるのか、名前を変えるのかを考えないと。いかがでしょうか。

事務局：

障害福祉課の根本です。ただいま大久保委員からもお話いただいたとおり、そこまで含めた形でプロジェクト会議の協議を進めていければ良いと思っております。委員が仰るような内容の協議をしていきたいと思っております。（仮）としているんですが、ちょっとここは名前を付けるのが難しかったので、ここに関してはご相談させていただければと思います。よろしく申し上げます。

斉藤座長：

よろしいですか、はい。それでは、皆さまからご了解いただいたとご理解ください。

それでは、この議題については、これで締めさせていただきたいと思えます。

次の内容に移ります。議題3でございます。特別支援学校卒業後の交流の場についてということですが、この議題について事務局からご説明をいただければと思います。これも今までの中で話題に出ていた気もしますし、今回事務局の方でもいろんな話があると思いますので、よろしくお願いします。

事務局：

ありがとうございます。では議題3、特別支援学校等卒業後の交流の場について事務局から説明いたします。こちらは全体会でおとな部会の議題を決める時に、特別支援学校を卒業したあとに部活動とか遠足とか、そういった行事など交流する場が減ってしまうとお話が出ました。卒業後の交流の場として、障害者も参加できるサークル活動や教室など何か情報がございましたら、この場で共有できればと思います。事前に委員の皆さまには、資料等ございましたら持参くださいと連絡をさせていただいております。有田委員から資料提供がありまして、各委員にお配りしているカラーのチラシをご覧ください。内容はつくば市身体障害者福祉協議会についてです。主に身体障害者手帳をお持ちの方を対象にしているものでして、ともに活動してみませんかと赤字で書いてありますが、その活動内容としてはポッチャやテーブル卓球などスポーツ活動をしているとのことです。その他、各委員からも情報共有とか情報交換といった形でご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いします。事務局からは以上です。

斉藤議長：

はい、ありがとうございます。事前のご案内では有田委員からだけだったということですが、お忙しい皆さんだと思うので。そういうことならこういうあるよ、とかこういうの聞いたことあるよとか、ご紹介いただける委員がいらっしゃいましたら、いかがでしょうか。

吉田委員：

つくばイオンのところでサッカーのフットサルをやっているということで、障害のある方なら、どんな障害があるかを問わず参加できるとお聞きした。FCつくばジョイアというグループです。代表は山下さんという方がやっていたらいいということなので、ぜひ問い合わせをしてみただければと思います。あと、私のやっている発達障害の親の会の星の子では、月に1回程度成年の集いをやっています。そこには親が絶対に入っては行けなく、臨床心理士の先生と、あと特別支援学校にお勤めの先生だったかな、そういったボランティアの方が2名で集まってきた成年たちと交流をするということになっています。最初は自分の話をするしかできなかったのが、6～7年ずっと続けていると、最近は人の話が聞けるようになり、就職した先で困っていることを、共有できるようになってきました。それまでは自分が行った旅行の話とか趣味の話しかできなかったのが、いま、こんな困っていることがあるんだけどと言えるようになってきていて、一緒に考えるということができるようになってきたので、そういう場はとても貴重ななという風に思っています。

斉藤議長：

ありがとうございます。学校の方でもこういう情報をお持ちだと思います。

桐原委員：

学校の方で、高等部の職員にどういったところで活動しているかとか、少し聞いてみたところなんですが、話題として上がってきたのは、車いすバスケットをしているという人が何名かいました。県立医療大とか筑波技術大とかで、活動に取り組んでいるということで、車いすバスケットとかポッチャとかそういった活動を定期的にやっているというお話は聞きました。

あとは、レクリエーションクラブとかで、具体的なスポーツの内容は確認できなかったのですが、障害者スポーツに取り組んでいる方とか、あとは、在学中に利用していた放課後等デイサービスの流れの中で、音楽だったり、ダンスとか運動とか料理教室とかピアノだったりとか、そういったことに取り組んでいたりするという話は聞いています。断片的な話で申し訳ないです。

斉藤座長：

ありがとうございます。では、江藤さん。

オブサーバー（江藤様）：

筑波技術大の聴覚部の方で、車いすの子たちが集まってやっているボッチャ、車いすバスケ、あと車いすダンス、ハンドアーチェリー、卓球バレーなどをやっている体操教室があります。それから、筑波大学の方の特別支援体育というところでやっている体操教室が、これは学齢期で終わりなのかな。うちの子は早めにやめてしまったのでは分からないのですが、こういうところがあります。それから音楽サークルは、ドレミとファソラがあります。ドレミは幼児、ファソラは10歳以上です。天井はないです。それから、ダンススクールとかバリアフリークラスというのがあるので、そういったところで活動している方はいっぱいいます。ただ、こういうのをもし万が一、一括まとめて把握したいのであれば、こうやってパラパラと聞くよりも、市役所の方で名称と活動場所とメンバーを書いて出してもらったら補助金出しますよという方が、情報が全部集まると思うので、そういった形を取った方が良いと思います。卒業してからの活動場所って自分で検索すればいくらでも出てくるので、そういう風な調べ方の方が良いと思います。市民活動センターや社協のボランティアセンターなど、そのような活動をしている団体がいっぱい登録してあるので、そういうところで聞くとかすれば、結構早く見つかります。登録するのが嫌なひとたちも補助金出せば登録してくれると思います。

事務局：

障害福祉課根本です。この議題の大元のお話というのは、障害のある人がなにか困っていることはないかということで、委員さんの中から出された議題でした。江藤さんから挙げていただいたように、ここで挙げていただいて、皆さんに知っていただける情報を集約して、お配りしたいということで、着地点はそこなのかな、ということで委員さんの中からお話をいただいております。貴重な情報ありがとうございます。

斉藤座長：

どうぞ、石田委員。

石田委員：

私どもが関わっている方の中で、交流の場というと、つくば特別支援学校を卒業された方がキャプテンをやっているんですけども、スマイルバスケ、車いすバスケではなくて、知的障害者の方と一般の方もいらっしゃるんですが、

桜中の体育館を借りて自主的に活動しているというのを聞いております。ホームページもあるので、そちらを参照していらっしゃるだけでいいということでした。他市町村の方になるんですが、卓球バレー愛好会というところに登録している方もいらっしゃるみたいで、そちらも当事者の方がキャプテンをされています。こちらホームページがあるということなので、そういったところをご覧いただいて、参加していただいてもいいというお話でした。以上です。

斉藤議長：

ありがとうございます。有田委員、どうぞ。

有田委員：

つくば市福祉団体等連絡協議会の方で、おとな部会の中で話をしたいと思います。いろいろな団体が、障害者が楽しめるような企画をしたいと思います。困っているのは、会場の予約がなかなかできないということです。企画を作って予約をしたいと思っても、なかなか予約ができないので。体育館の予約もなかなか難しい状況、交流センターの部屋も大体2か月前の予約が必要とのこと、体育館も28日前の予約が必要とのこと、他の団体の方々が予約をされていて、なかなか予約が取りにくい状況があります。障害者の活動できるように、優先的に障害者のための枠を準備していただくといいなという意見がありました。以上です。

斉藤座長：

ありがとうございました。たぶん全体会の際の意見の大元は、今みたいなところの課題認識があって、おそらく皆さんがいろんな方法を使って、活動を拾い上げることはたぶんできるんでしょうけど、その活動を継続的にするとか、場所を探すとかということが、障害がある方に限らず、こういう活動はいろいろ大変なので。そういうところまでたぶん突き詰めていくと思います。出来ているところはいいんでしょうけど、やりたくても、気持ちはあるけどできない人たちの場づくりとかがないと、だんだん活動することが難しくなってしまうとか、掘り詰めていくといろいろ出てくると思います。こういうことにも話し合いをやっていこうというご意志だと思うので。今日いただいた意見を集約していただいて、まず情報を集めていただければと思います。

皆様のご協力のおかげで、おおむね時間どおりに進行しております。この

議題については、これでおしまいにさせていただきたいと思います。その他のところに入りますが、委員の皆さま、または事務局から何かありますでしょうか。特になければ、議事進行は終了させていただきます。事務局にお返しさせていただきます。ありがとうございました。

事務局：

議長、ありがとうございました。それでは以上を持ちまして、本日の会議は終了となります。

ありがとうございました。

5 . 閉会（午前 11 時 20 分終了）

令和3年度つくば市障害者自立支援協議会

第1回 おとな部会（専門部会2）次第

日 時 令和3年7月14日(水)

10時00分～11時30分

場 所 つくば市役所2階 職員研修室

1 開 会

2 専門部会長挨拶

3 協議事項

- ①情報・コミュニケーション条例について
- ②障害者施設等の物品販売について
- ③特別支援学校等卒業後の交流の場について

4 その他

5 閉 会

情報・コミュニケーション条例

1

つくば市内には、さまざまな
障害者が住んでいます。

2

身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害）、発達障害、知的障害、高次脳機能障害、難病、重複障害者として盲ろう者など、さまざまな障害を持っている人間が住んでいます。

私たちも「つくば市民」の一員です。

3

日常生活や社会生活での
「相当な制限」とは？

4

自分の言葉で話したいのに、
わかってもらえない

⇒手話が第一言語である方、盲ろう者

5

自分で声(発言)を出しても、
わかってもらえない

⇒ 発声障害のある方
(例えば、ほにゃらの方)

6

自分の気持ちをわかって
もらいたいのに、話すことができない

⇒ 高次脳機能障害の方

7

当事者にとって、かなり辛い
「相当な制限」である
「コミュニケーション障害」

情報に関しての「相当な制限」もあります。

8

自分自身で情報を読みたいのに、
点字や拡大文字等の整備が十分ではない。

⇒ 視覚に障害のある方、盲ろう者

9

書いてある情報が欲しいのに、
音声での案内だけになっている

⇒ 聴覚に障害のある方、盲ろう者

10

「情報の受け取りと発信の機会の保障」
「コミュニケーション手段の選択権」

現在のつくば市では？

11

「障害のある人のコミュニケーション手
段が多様であること」
「障害の特性が個人によって様々である
こと」

現在のつくば市での理解は？

12

「手話言語条例」

「情報・コミュニケーション条例」

の違いは？

13

「手話言語条例」とは、

「手話が言語であることを明確にし、手話を使用する人に対する理解を深めることが目的です。」

14

「情報・コミュニケーション条例」とは、

「手話、指文字、文字通訳、触手話、指点字、点字、拡大文字(墨字)など様々な障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進、普及啓発を行い、情報の取得や意思疎通を促進することが目的です。」

15

障害者基本法

(地域社会における共生等 ※抜粋)

第三条第三項

「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」

16

障害者権利条約

第二条 定義 ※抜粋

この条約の適用上、
「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

17

ろう者が不便な生活で不満を言わないのは、
便利な生活を知らないから。

電話リレーサービスが今年7月1日から
公的インフレとしてスタート。
茨城県では、利用者が全国的に少ない。
聞こえない人たちの生活環境をもっと
整えていく必要。

18

そのために、情報・コミュニケーション
条例の成立に向けて進めていきたいです。

すべての障害者のニーズを集めたいので、
数年かけてじっくり取り組んでいきま
しょう。

19

具体的な条例の構成については、
そのニーズを踏まえて考えていく。

盛り込む条項の例（定義や目的など、
基本的な事柄のほか）は？

20

- ・市、市民、事業者、意思疎通支援者、
障害者、学校等の役割
- ・市の施策
- ・意思疎通手段の確保
- ・普及啓発や学習機会の確保
- ・学校等での普及 ・人材育成
- ・事業者への支援 ・調査研究
- ・運営委員会などの設置 など。

21

今後、つくば市聾者協会が進め
ていきたいことは、

22

現在の手話通訳派遣制度の充実（内容に
よっては、手話通訳派遣を断られる場合が
ある）

当事者団体による、手話奉仕員養成講座の
運営（委託先を社協から、つくば市聾者協
会に変更する）

23

遠隔手話通訳システムの導入および設置手
話通訳のより有効な活用、高齢者を対象と
した端末機の工夫

ろう高齢者のデイサービスの実施、および
グループホーム設立運営

24

市役所職員の手話および聴覚障害への理解を充実させる(手話学習の機会提供)

(毎年9月に筑波技術大学の学生たちによるユニバーサルデザイン講座の手話体験があるが、新入職員だけを対象。)

25

つくば市出前講座のような一般市民を対象としたミニ手話講座(社協で実施している福祉体験教室は、小学校や中学校が対象。)

つくば観光ボランティアの手話ガイド育成(博物館や水族館の手話ガイド育成支援は筑波技術大学が実施中)

26

つくば市で、「情報・コミュニケーション条例」が成立すれば、聞こえない人たち及びすべての障害者の「情報の受け取りと発信の機会の保障」「コミュニケーション手段の選択権」の助けとなるでしょう。

生活環境も向上するでしょう。ぜひ、皆さんにご理解いただきたいと思います。

27

栃木県が現在、情報コミュニケーション条例を検討中。栃木県のサイトで詳細が公開されている。

どのように進めているか、いろいろ参考になる。

皆さん、聞いてくださってありがとうございます。

28

障害者施設等の物品販売に関する検討方法について(案)

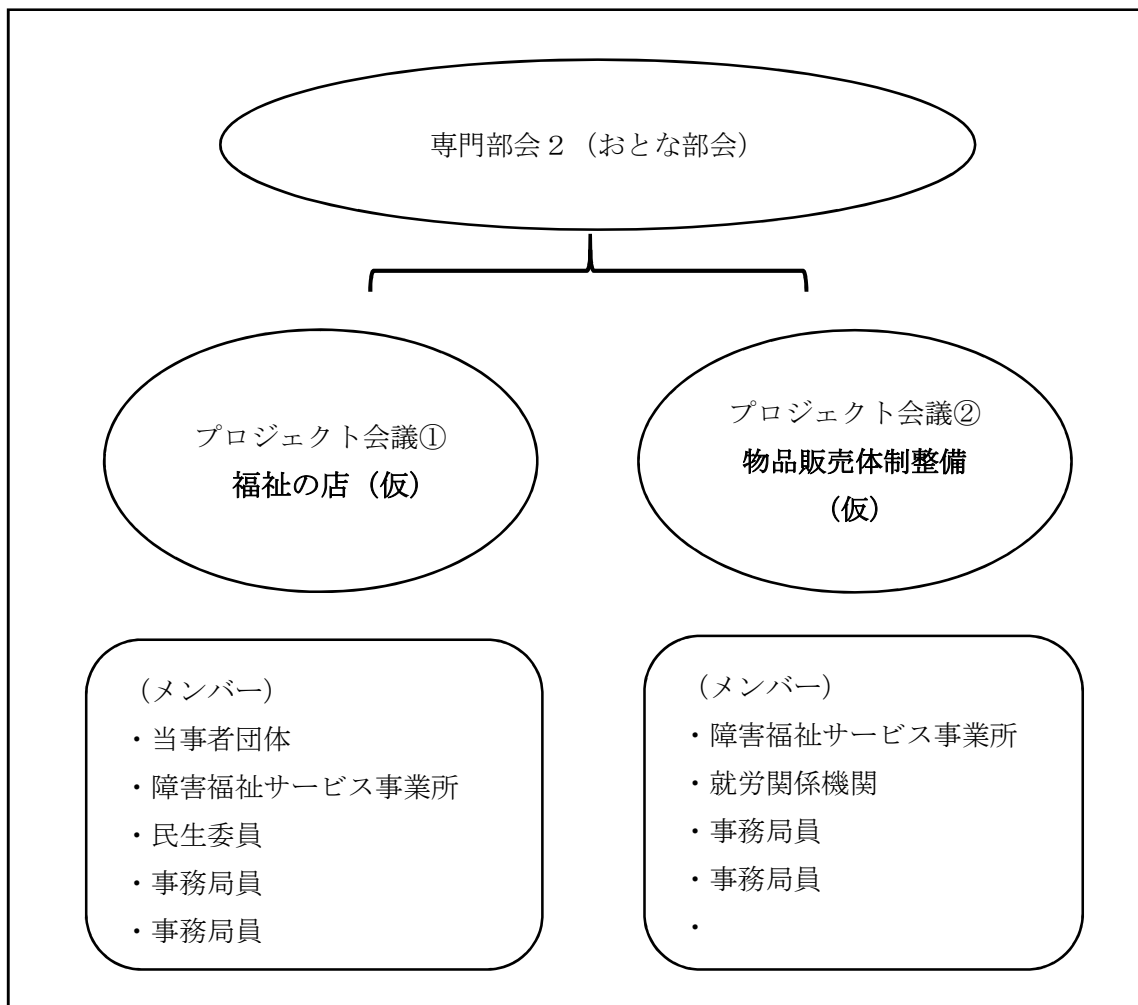
1 経緯

昨年度の自立支援協議会の協議の中で、①障害者支援施設等の物品を販売する「福祉の店」の新設について、②障害者就労施設等で生産する物品等の収益を上げるための方策（質の向上、販売の機会等）について話し合われ、今後も検討が必要な事項として継続課題となっている。

2 今後の方針

- ・この2つの課題について、おとな部会の中にプロジェクト会議を設置し、継続して協議していくのはどうか。
- ・プロジェクト会議のメンバーに、当事者団体から参加いただき意見を聞くのはどうか。

3 組織体系



(記載例) 公開の会議

様式第 1 号

会 議 録

会議の名称		令和 3 年度つくば市障害者自立支援協議会第 2 回専門部会 2 (おとな部会)		
開催日時		令和 3 年 10 月 13 日 10 : 00 ~ 11 : 30		
開催場所		つくば市役所 会議室 203		
事務局 (担当課)		福祉部障害者地域支援室		
出席者	委員	有田幸子、大久保安雄、篠崎純一、武田真浩、原口朋子、苅谷由紀子、吉田美恵、石田奈津子、斉藤秀之、桐谷真		
	その他			
	事務局	根本課長、岡田課長補佐、吉村統括技士、飯田係長、植弘主査、福田室長、大竹主任		
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	3 人	
非公開の場合はその理由				
議題	(1) 防災ガイドブック (案) について (2) プロジェクト会議進捗状況報告について (3) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについて			
会議録署名人		確定年月日	令和 年 月 日	
会議次第	1 開会 2 専門部会長挨拶 3 協議事項 4 その他 5 閉会			

事務局：

(開会の挨拶)

座長：

(座長挨拶)

事務局：

(配布資料について確認)

座長：

それでは、協議事項に入りたいと思います。まず、議題1ですが、協議事項「防災ガイドブック（案）」について事務局から説明をお願いします。

事務局（吉村）：

防災ガイドブックについてご説明いたします。このガイドブックにつきましては、昨年度こども部会の方で議題にあがりまして、検討していたものです。今回配布したものは事務局で案として作成しました。まだ案ですので、叩き台としていただければと思っています。内容につきましては、事前にお目通しいただいているかもしれませんが、このガイドブックは、いつどこで起きるか分からない災害に備えるために、大切な自助の力を高めていくこと、そして共助、公助との連携を図るための助けとなるために作成させていただきました。ガイドブックを1枚めくっていただくと目次が出ております。まず、共通編として、災害に備えるための自助の部分、みなさんに共通するような自助の部分載せております。その次に、障害の大まかな種別ごとに、本人の備えとなる、自助として共助として本人や支援をされる方に知っていただきたいことを載せています。そして最後に公助を含めた情報を載せているという形にしています。いろいろな自治体のものを参考にさせていただきながら作らせていただいたもので、未完成な部分がたくさんあり、みなさんに使いやすい、役立てやすいものにしていきたいと思いますので、忌憚のないご意見をいただいてより良いものを作っていければ良いと思っておりますので、よろしく申し上げます。説明は以上になります。よろしく申し上げます。

座長：

ありがとうございました。おそらく各委員に事前に配付済みとうかがっております。もし、今のご説明を踏まえてご一読いただいた中で、この場で修正や追加事項等を含め、ご意見がございましたら、ご発言いただければと思います。

有田委員：

つくば市聾者協会の有田と申します。つくば市福祉団体連絡協議会の代表として参りました。この資料について、高次脳機能障害友の会の方からご意見をいただきました。その意見を記載した資料がみなさんのお手元にあると思います。このガイドブック案には載っていないことなので、この配付資料もあわせてご覧いただければと思います。もう1点ですが、当事者に向けた内容と支援団体に向けた内容を分けた方が良いのではという意見も、こども部会から出ております。私も大賛成だと思っています。視覚障害者に対して、点字パンフレットや拡大文書を作成した方がよいと思います。また、知的障害者に対しては、分かりやすい日本語を使ってパンフレットを作った方がよいのではないかと思います。高齢の聾者も支援を必要としておりますので、そこについても考慮していただきたいと思います。終わります。

座長：

ありがとうございました。ご意見ということで承るということでよろしいでしょうか。

有田委員：

はい。

座長：

事務局もよろしいですか。一応確認ですが、このガイドブックは、どなたに向けたものになりますでしょうか。

事務局（吉村）：

こちらのガイドブックは一般の市民の方にも、障害のある方にも向けて、災害時に障害がある方がこういうことに困るかもしれない、またはどのような支援を求めているかを分かっていたくために、見ていただきたいと思っております。障害がある方も、事前に自助として普段から災害に備えておくという

ところで、どういうことを備えておいたら良いかを知っていただきたい、そのガイドになればと考えております。

座長：

ありがとうございました。私も勉強不足で申し訳ありません。難しいですね、広く浅くで。ミニマムリクワイアメントなガイドブックにした方が良いということですね。誰が見ても分かるような。専門的になるとターゲットが絞られてきますね。広く市民の方にも分かるようにも作りこまなければいけないということですね。分かりました。ちょっと事務局も大変かと思いますが。こういう専門の方の意見が出てくると逆に大変になるのではないかと、少し心配になりました。有田委員どうぞ。

有田委員：

当事者が読むことも想定して作成してほしいと思います。本当の気持ちを言うと、視覚障害者、知的障害者、高齢者、高齢の聾啞者にも読んでもらいたいという気持ちがありますので、ぜひとも、もっと深い内容が必要になってくるかと思えます。終わります。

座長：

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

では、事前におうかがいすると、この場じゃなくても事務局にもメール等で、むしろご意見をいただきたいという事務局の話もありましたので、採用されるかどうかは分かりませんが、どんどん御意見をお出してください。それこそ細かな所まで含めて。作る側は、その気になって作っていますから。間違いの文字とかもあると思うので、ぜひ一読いただいてご意見を出していただくようお願い申し上げます。それでは、議題1は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、これも協議事項となっています。議題2として、プロジェクト会議の進捗状況報告。一つ目として福祉の店について、事務局からご説明をお願いします。

篠崎委員：

よろしく申し上げます。今回は、プロジェクト会議の進捗状況について報告させていただきます。この福祉のお店ですが、目的としては、障害福祉を知っ

(記載例) 公開の会議

てもらふこと、その施設で作った製品の販路確保、また工賃アップなどを目的として、福祉の店の常設化に向けて協議を行っております。その中で、まずはその足がかりとして障害者週間が今年の12月3日から12月9日までであるのですが、そこで、まずは市役所内で物販の販売を行いたいと考えております。それにつきまして、まずは市内の事業所にどのくらいの出店希望があるかというアンケートを取っております。その結果が資料2-2です。出店を希望する事業所が12事業所ありました。ここから増える可能性もあると思います。このアンケートをもとにして、課題として何点か挙げております。

まずは、開設の場所ですが、これについては、市役所本庁舎1階、常陽銀行前のスペースで行う形で検討しております。続いて、福祉の店の開催方法ですが、資料2-1の②にあるような、バザー方式のような形で行うという話もありました。バザー方式で開催する場合のメリットとして、会計の処理が容易に行えるということ、また、事業所の方から製品の説明ができるという意見がありました。しかしながら、常設化に向けた事業という観点からは、バザー方式では難しいのではないかという意見もありました。そこで、今回は、常設化に向けてのトライアルということを前提に、そちらに向けた方法で進めていきたいという結論になりました。

その中でひとつ課題にありましたのが、会計処理の方法です。今回の話し合いでは、会計処理を1か所で統合し、全商品の会計をひとつの窓口で行うことを検討しています。その中で、会計処理が複雑になったり、どの事業所が当番制で担当するのかといった点をこれから詰めていく必要があります。そして、従業員からの声かけなどが難しくなるという意見もありましたが、これについては、事前にパンフレットやリーフレットを事業所側で作成しておいて、会計時に手渡していくような方法で対応していければと考えております。

今後の課題としては、こういった形でシフトを組んでいくのか、また、事業の周知方法なども今後詰めていく予定です。方法として挙げられているのが、配付用チラシを事前に配付したり、市のオフィシャルウェブサイトでの周知なども検討しています。以上です。

座長：

ありがとうございます。ご報告がございましたが、説明において何か確認さ

(記載例) 公開の会議

りたいことや、もう一度詳しい説明を求められる方などはいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

これは、この週間中にやるという方向性で、決まっていると。

篠崎委員：

はい、そうです。

座長：

この期間中ずっと。

篠崎委員：

はい。アンケートでは、期間中ずっと入れる事業所と、そうではない事業所があったので、その辺はどうやっていくかという話になるかと思いますが。やはり、バザー方式であると、事業所の側も大変になると思うので、それを踏まえると会計場所を1か所にして当番制にした方が良いのではないかという意見が多かったので、そちらの方向でやっていきたいとプロジェクト会議では考えています。

座長：

いまの話を聞くと、いろいろな課題もある程度集約できそうだということ。非常にプロジェクトとしては、スムーズだなと思いました。何か困っていることがありましたら。

篠崎委員：

そうですね。委員のみなさま、江藤さん、吉田委員、田辺委員などからも活発な意見をいただいています。とてもノウハウ的なものを持っていらっしゃる方もいるので、それを活かしながらやっていければ良いのではないかと考えております。今後、また課題は出てくると思うので、そのときにお諮りできればと思います。

座長：

ありがとうございます。周知方法について、最終的には広報かなと思いますが、何かもっとこんなことをやってほしいという議論はしなかったですか。

篠崎委員：

そうですね。事業者側でも広報していく必要があると思いますので、事業所側にも働きかけて。チラシとか、ウェブサイト、ポスターの配付などを通じ

て、できるだけ幅広く広報ができればと考えております。

座長：

いかがですか。何か広報でアイデアがあれば。何かありましたら、また事務局にということでもよろしいでしょうか。

ちなみに、このチラシってこの形、コピー形式ですか。それとも、もっとしっかりしたものを作りますか。

篠崎委員：

もっと良くできればと思います。まだ案ではあります。

座長：

ありがとうございました。大久保委員、どうぞ。

大久保委員：

このチラシについては、文章化したものではなく、もう少しデザイン化して、例えばどのような製品があるのかを絵で表すとか、そうした構成をした方が見やすいのかなと思いますので。文章化するとやはり読まなければならないので。開催日などは分かるのですが、製品などは、例えば事業所の名前を入れて画像化するとか。絵でみるという観点でチラシは作った方が良いのかなと思います。私の事業所でもそのようにチラシを作っているんで、デザイン化もしているんで、そのように感じました。以上です。

座長：

ありがとうございます。そうですね、できる範囲で努力していただいて。せっかくならたくさんの方に来ていただきたいので。他はいかがでしょう。

原口委員：

アンケートを取って、いま出店する事業所のリストを作っているかと思いますが、私どもの事業所の回答が漏れておりまして、先ほど篠崎委員から順次入れていくこともできるというお話もいただいたので、ぜひ出店の準備をしていきたいと考えております。最終的には、他の事業所にも声をかけていって、最終的な期限というのはどれくらいの時期を想定していますか。

篠崎委員：

10月中くらいと考えていますが、今後はスケジューリングも細かく行う必要がありますね。事業所側も先ほど触れたように当番制ということもあるので、

(記載例) 公開の会議

事業所側にも集まっていたり情報共有させていただいたりということもあるのですが、おそらく 10 月中に行って、11 月中には大枠が決まって提示できればというように考えています。

座長：

ありがとうございます。他はいかがでしょう。

どうなのでしょう、今の話を聞くと決まってからの案内だと間に合わない気もして。訂正ありきの第一報とか第二報とかをどんどん流した方が広まりそうですね。

篠崎委員：

そうですね、まずはやりますよって。

座長：

そうですね。まずはそちらを言っていかないと。追加のところが出てきたりとか、注目を集めるという意味では、良いインフルエンサーの人がいれば拡散していただけたらいい。やっていた方がいいのではないかと思います。

篠崎委員：

はい、ありがとうございます。

座長：

他はよろしいでしょうか、この案件については。それでは、議題 2 についても、活発にご意見いただきましてありがとうございました。

続きまして次の議題に移りたいと思います。協議事項の 2 の二つ目です。プロジェクト会議の進捗状況報告の、物品販売体制整備について事務局からご説明いただきたいと思います。武田委員よろしくお願いします。

武田委員：

資料 3 に基づいて説明させていただきます。こちらのプロジェクトは、これまでに 2 回の会議を実施しております。記載のとおり、8 月に 1 回目をリモートで開催しました。

(資料 3 内、「第 1 回【 内 容 】」欄の記載内容を読み上げ)

第 1 回の内容を踏まえて、みなさんが集まって会議を開催しております。

(資料 3 内、「第 2 回【 内 容 】」欄の記載内容を読み上げ)

以上のように 2 回プロジェクト会議を実施しましたが、まとめ切れていない

ところがあるので、今後のプロジェクト会議で話し合いをしながら、おとな部会で中間報告のような形を取ったり、進めていくなかで分からないところもあると思うので、おとな部会委員の皆さまにご意見をいただければと思います。資料の3では、今後の検討課題、検討事項等を書かせていただきました。

(資料3内、「3 今後の課題・検討事項等」欄の記載内容を読み上げ)

あまりまとまっていないかもしれませんが、以上です。

座長：

ありがとうございました。どうでしょうか、各委員に意見を聞きますか、その上で他の委員から聞くという形ではいかがでしょうか。

武田委員：

はい。

座長：

大久保委員からこれを踏まえて、それぞれご意見をいただければと思います。

大久保委員：

ここに報告があった内容については、私からもかなりの発言をさせていただいております。基本的には、障害者の工賃をアップするということが基本にあります、優先調達法には。そこをどう取りまとめていくのか、なぜ工賃をアップするのかというところがよく理解されていないと。中には、うちの利用者は来てもらえるだけで良いんだよ、という事業所もあるだろうし、そうじゃなくて、生活を守るために、能力をアップして社会との交流を深めていきたいという事業所もあるだろうし、いろいろな事業所がある中で、少なくとも人間らしくこの社会の中で生活を営んでいくということからすれば、収入は大きなコンテンツになるわけで、いかにその収入をアップさせるかということが基本の柱になってくるわけです。障害者就労支援事業所が仕事をして工賃を高めていくという課題が取り組まれたということになるわけですね。2回の話し合いをしましたが、そこはみなさんが考えているとおりでと思うので、要は、この形態をどこがどのように運営していくのかということに尽きてしまうんですね。優先調達法の仕組みからいえば、まずは官公庁が優先的に仕事を発注するということからスタートをして、この地域の企業のニーズを吸い上げながら仕事

(記載例) 公開の会議

を創生していくことが大事なので。こういう幅の広がりや、どういう名前になるかは分かりませんが、つくば市版の共同受発注センターの役割がそこにあるのかなと思います。少なくとも、これを運営するのは相当大変なんですよ。県の共同受発注センターで言えば、8名くらいの方が県内を回って、仕事を作って、それを登録事業所に配信して、そういう仕事を、つくば市版のものをやらないといけないんですよ。そうするとどこがどのようにしてやっていくのかと。じゃあ、ボランティア的な立場でやっていけるのかということ、そういう問題ではないんですよ。だから資料にもあるように、きちんとした体制づくりと予算化、これをしないとなかなか難しいだろうと。あとはどこがやるかの方法論になりますので。そんな考えを持って2回の会議に臨ませていただきました。以上です。

座長：

ありがとうございました。それぞれのご意見に対するご確認やご質問等は、一通りうかがってからにしたいと思います。それでは、引き続きまして石田委員、いかがでしょうか。

石田委員：

障害者雇用の支援をしております、つくばLSC障害者就業・生活支援センターの石田と申します。

私もこの会議に参加させていただいていますが、就労を支援する立場としては、地域の就労の底上げにつながっていくという点では良い取り組みかなと。実際に就労の場面に障害をお持ちの方が入っていただいて、実際に見ていただくことで、就労につながっていくというところでは良いかなと思います。ただ、実際にどういう風にやっていくかというところでは、大久保委員がおっしゃったような運営面では、どうやっていけばいいのかという壁にぶち当たってしまっているのと、あとは、各事業所で、仕事がない状態だったら良いのですが、各事業所がいっぱいいっぱいだったりとか、あとは、そこまでの提供できるだけの労働力があるのかという点を見極めていかないと、運営方法の形だけ作ってもうまくいかないのではないのかなと思います。一般企業では、少し前までは法定雇用率を達成するために数合わせのようなことが正直あったのではないかと思います。障害者雇用がかなり進んできていて、各企業も労働力

1人分はかなり近い人を採りたいという気持ちが極めて強いんですね。いろんな会社が人が少ないので、手をかけられないという事情もあるので、やはり提供する事業所側の底上げも同時に考えていく必要があると思いながら参加させていただきました。以上です。

座長：

ありがとうございました。原口委員、お願いします。

原口委員：

私もこのプロジェクトに参加させていただいて、やはり事業所の声を集約したりとか、そこから始まって運営していくに当たって、やり取りをしながら運営していく必要があるので、その形をどのように作っていくか、あとは、そこが共同受発注センターとどういう立ち位置でリンクしていくのかなど、これから決めていかなければならないことが多いなと考えています。あとは、大久保委員が仰っていたように工賃をアップして障害者の方の生活を支えていくことが大前提ではあると思いますが、そこは福祉の場だけではなくて、一般の方にもつなげていけるような、ゆくゆくは企業の方に一歩進めるような、そういった橋渡しができたらいいのかなというところも見据えていけたらいいなと思っています。以上です。

座長：

ありがとうございます。それでは、事務局ではなく、委員の立場から武田さん。

武田委員：

委員の立場での意見としては、みなさんからもお話があったのですが、障害がある方の工賃アップのために何ができるのかというところに基づいての会議を行っているのですが、どこまでの範囲をどこがどのようにやるのかというところが、個人的にまとまっていないと感じています。もう1点が、実際に支援をしている就労系・生活介護の事業所も、実際に就労向けでやっていることもあると思うのですが、そういった事業所の意見を聞いたりとか、実態調査、現状調査、そこをしっかりと押さえたうえで作っていかないと、先ほど石田委員からもお話があったように、そういう仕組みは作ったけど、実態には即してないよね、という事態に陥ると思うので、それぞれの事業所の調査や話し合う場が

必要ではないかと感じているとのことです。以上です。

座長：

ありがとうございました。原口委員が仰っていた、一般企業につながるというところをもう少し詳しくお願いします。

原口委員：

具体的に言うと、福祉的就労というところが A 型 B 型になるかと思いますが、就業・生活支援センターで支援している方の中には、A 型や B 型という枠を超えて障害者枠でお仕事をされるという方もいらっしゃるのです、そういう形につながっていきける形にできるといいのかな、と。最初からそれありきではなくて、いろんな仕組みを作っていく中で、まずは官公庁からやった方が良さそうかな、とか、つくば市の独立行政法人からやった方が良いのではといった意見もありましたが、あとは、地域の企業さんと一緒に作り上げていくとか、そういうことができたときには、福祉的就労から障害者枠へ移行していくような流れができると、より素晴らしいものになるのではないかなと思います。先々のビジョンとして、そういうことを共有できたら良いな、というのが先ほどの趣旨です。

座長：

障害者の方の雇用形態が一般雇用につながればいい、ということですね。分かりました。

以上、一応このサマリー、中間報告という説明でしたが、この中間報告書と各委員のご発言を踏まえて、プロジェクト会議の委員ではない部会の委員の方々から一言ずついただければと思います。篠崎委員、いかがでしょうか。

篠崎委員：

私も正直、そこまでこの分野に明るくないので、一般的な意見になってしまいかもしれないのですが、先ほどお話がありましたように、各事業所が持っている力も正直わかっていない状況なのかな、と思ひまして、まずは、実態調査的なところで、この物品販売整備の体制に乗ってくるのか、乗ってこないのかを聞いてみても良いのではないかと思います。そこからこんな方法もあるんだ、と分かることもあると思いますし、意思の統一もできるのではないかと考えました。あとは、大きな整備の内容になるので、スモールステップでどうい

う風にやっっていけるかというところからの方が良いのではないかと考えました。以上です。

座長：

ありがとうございます。苅谷委員、お願いします。

苅谷委員：

お聞きしていて、やはり工賃アップというところは障害者の自立を支えるという面では必要だと考えていました。石田委員の話で、事業所によっても仕事がいっぱいあるところとか能力が分からないところがあって、その見極めが必要というお話もありましたので、簡単な調査としては、福祉のお店を出すときに、市役所から 48 事業所にアンケート調査を出しているの、そういうことを必要としているのかという簡単なアンケート調査をすることが取り掛かりとしてできるのではないかと考えておりました。聞き取り調査としては、幸いに、福祉の店に参加する事業所もありますので、その説明会や関係づくりの中から実際の状況などを聞き取って行って、本当につくば市として共同受発注センターまで作らなければならないかということを考えるきっかけになるのではないかとおりました。以上です。

座長：

ありがとうございました。桐原委員、お願いします。

桐原委員：

いまお話をお聞きしていて、学校という立場から感じたことを述べさせていただきます。校内だと学校の職員だけではなく、在校生本人や在校生の保護者にとっては、卒業後の進路にはすごく関心がありまして、そこで進路希望先の工賃は、当然関心の対象には含まれています。そこで工賃がアップするという話が出てくれば、保護者だけではなく本人にとっても、そこで仕事をしたいなという憧れにもつながってくるのではおりました。お話にあったような共同受発注センターができることで、いま現在から何がどう変わっていくかというあたりは、学校としてもとても関心があるところで、変わったところに関しては、校内実習とか卒業後に向けての働くための学習を行っているの、卒業後のところが変わっていくのであれば、校内の教育活動も変えていかなければと感じているところなので、今後もいろいろ教えていただければと思います。以

上です。

座長：

ありがとうございました。有田委員、お願いします。

有田委員：

素朴な質問なのですが、福祉の店プロジェクトと物品販売体制整備プロジェクトとは、全く別のプロジェクトなのか、部分的に重なっているものなのか、部分的に重なっているところもあると思うのですが、人脈なども使って広めていけば良いのかなと思います。素朴な私の気持ちです。以上です。

座長：

ありがとうございました。吉田委員、お願いします。

吉田委員：

私は、今日の報告を聞いていて、この物品販売体制整備というプロジェクトの名前と内容がそぐわない気がしました。うちも B 型があって、どうやって工賃を払うために仕事を得るかというところは大事なことなのですが。例えば、水戸の共同受発注センターから始まって、いまうちは、東京にそういった福祉の商品を、企業から仕事を集めて全国の事業所に作る場所を探しているという、そういう企業も実はあるんですね。名前で言うと、バルトジャパンというところとか。そういうところを東京の研修で知りまして、そういうところとながったら、今度は全国的にも企業から仕事を一辺に事業所内で出来ないのを、全国の B 型のようなところで少しずつ分けて、少しでも早く仕上げで引き取るという企業がたくさん出てきているんですね。なので、公的なセンターだけではないということも知っておりますし、利用しておりますし。実際、いまのお話をきいていると、利用者の工賃を向上するためのプロジェクトなのか、既に作っている製品の販売体制に関するプロジェクトなのか、私も聞いていてはっきり言って分からなかったです。

うちの B 型は、お仕事をずっとしてもらって、囲い込みのような形で B 型の事業所を発展させるということよりかは、原口さんが仰ったように、利用者がもっと工賃が欲しくなったら、いくらでも一般の就労につなげることで、その方の生活を豊かにするという考えで、どうやって一般に近づけるかとか、福祉じゃないところからもお金がもらえるように進めていくというのがうちの役割だと

思っています。一方で、工賃向上といろいろなところからも言われるので、私がいま望んでいるのは、そういった勉強会をしていただきたいと思いました。工賃向上に関する勉強会でも良いですし、事業所内でできた製品をどうやって売なのか、どこに持っていたら良いのかということでも良いのですが、いくつかのテーマがあると思うので、そういったテーマに沿って、各事業所が集まって悩みを話したり、情報交換ができたりする勉強会を行って、いろいろな提案が出たうえで、開設していければ良いのかなと思いました。以上です。

座長：

ありがとうございました。一通りお話をうかがったところで、私が教えていただきたいのは、さきほど多くの方々から「既存の事業所の情報」というキーワードがたくさん出ているんですが、一方で、優先調達法における調達物品一覧とか事業所ガイドブックというものがあると、そこである程度のことは、分かるという理解で良いのか、分からないと理解すべきなのか、そこを教えていただきたいです。当然、聞き取りと実際は違うとは思いますが、表立っての情報がまったくない状況なのか、書いてあることは表面上で、実際はまったく違うのか、そこを教えていただいても良いでしょうか。

大久保委員：

つくば市では事業所のガイドブックを作られていて、そのことは前回のプロジェクト会議でも資料提供されています。発行されてから期間があるので、内容的に変わっている部分はあるかとは思いますが、そういった資料がありますので、活用して、どんなことをやっているのかということを理解するという話は、プロジェクト会議の中でもできます。それから、みなさんが言うように、ふたつのプロジェクトの考え方を混同しない方が良いと思います。物品販売体制整備というのは、事業所内でものづくりをしているもの、それから、プロジェクト2の方は、これは役務、要するに企業から仕事をいただいて作業をする。このふたつに分かれます。ですから、これをふたつに分けたのが今回の提案の内容なんですね。そこは整理していただいて。各事業所では、仕事を主体としている事業所ともものづくりをしている事業所、たとえばパンを作ったりとか、両方の混合型でやっている事業所もあるということなので、そういうところを整理していただいて、どちらのプロジェクトに入っていたかという

ところは選択式ができるという意味合いだと思います。総体的には、物を売って、あるいは仕事をして収入を得るところは変わらないので、そういうスタンスで考えてこのプロジェクトは立ち上がっていると私は考えているところですよ。

座長：

ありがとうございました。事業所の情報は、一応あるけど、情報が古い可能性があるんで、そこは、みなさんからのご意見があったように、方向はさておき、いろいろ刷新したり、アップデートしたりする意味で、事業所の情報が必要ということもまったくゼロではないということですね。後段のご発言は、在り様ですが、多分みなさんの発言を聞いていると、目指しているところはきっと一緒なんだろうけど、道順が違うとか、山登りの仕方が違うとか、道具が違うとか、経験、人生歴が違うとか。様々あるように若干私は思ったのですが、目指しているところはみなさん一緒なんだろうなという気がしたので。あとは各論の話で、そうなるとは、誰がどのようにどうするかという部分でいろいろと。私は、桐原先生が仰った、卒業時の就労先の動機づけという中で、工賃というところが、とてもそうだよなと思ってまして。これって大事な会議になると思うんですよ。その先に、一般企業就労を目指すということが次の課題になると思いますけれども。そこに冒頭意見が出たことを整備していくという立て付けが。イメージで。今回ここにおいては、優先調達法だけデフォルメされて、強味、機会であるということは事実であるわけですよ、この法律があるっていうことは。これがあるということ、こういう話題をするときに調整側や運用側の強みになっている法律でもあり、機会であると思うので、使わない手はないよね、という話に持っていかどうかというところなんだと思います。それで、県では少し広すぎるし、民間というハブも当然あるので、それを否定する必要はきっとないんだろうな、というのが私が思ったところで。あとは、どうするかということになるかと思いますが。今日ここでどうこうではなく、武田委員、事務局として、多分結論を出せという大変なプロジェクトになると思うので、具体的な課題を出してもらおうというところ、何を具体的に決めてもらえればいいんだという、みなさんが仰ったような、そこを取りまとめをしていくというのがプロジェクトだと今年度はな

んか思いませんか。やろうとすると大変だと思うので。伝わりますか。

武田委員：

はい。

座長：

大体出ていると思うので。それを取りまとめていただけると。

原口委員：

斉藤先生が仰ったのは、どういうことをこれから進めていけば近付いていかな、という課題を今年度整備すれば良いという理解でよろしいでしょうか。

座長：

進めていくにあたってのバリアはここだとか、そういったことを書いていただいて、まとめていただければ。そうすれば具体的にどうするかは、まさしく市の政策としてどうするかを考えられるような気がするんですよ。多分そうすると、さっきもいろいろとお話がありましたけど、みなさんも所属の集まりなので、いろいろ立場上あると思いますし。聞いていて、なんかまとまるような気がしました。すぐには答えが出ませんが。集約されていって答えが出るような気がしたので。工賃アップというのは、目標ではなくて手段なんですよ。そこを間違えないようにしないと、工賃アップだけを目指すということには違和感がある方も多いんだらうな、と思うので。工賃アップという通過点を達成するために、その目指すものは一般就労だよ、ということを書いてもらっても良いですし、どうすれば出来るかということを書いてもらっても良いですか。お手伝いはしますので。煮詰まっていますか。

武田委員：

今日のご意見を踏まえて、また3回目、4回目のプロジェクト会議を行っていく流れになると思うので、個人的にはこんがらがってますけど、みなさんの意見を聞きながら進めていければという報告なので、いろいろご意見いただきありがとうございました。

座長：

今日の話を受けて、少し集約されて、課題を明確にいただければ、座長としてはありがたいというか、市の方にこういうのはどうかなという相談ができるかなという気がしています。

(記載例) 公開の会議

桐原先生、私は理学療法士をしています。理学療法士も人が増えて質が悪いという話もあるんですね。理学療法士の学校は、県知事が許可を出せば作れてしまう。そうすると、全国には入学試験がないような学校もあって、4月1日に願書を出せば合格というような。専門学校が国家試験予備校化しているという。指定規則が変わったんですが、世の中の変化に追いついていないのではというところがあって。桐原先生からさっき、社会が変わったら教育を変えるという話があったじゃないですか。だよなあ、と思って。要は、国家試験の勉強だけするのが学校ではなく、本来あるべき姿は、社会に役立つような学問や教育を積み上げるのが学校なんだろうな、ととても良い話を今日聞きました。多分それは共生とか障害とは関係なく必要なんじゃないですかね。そんな風に思いました。このプロジェクト会議にはその視点がなくて、事業者側とか提供者側とか支援者側の理念が多いんですが、当事者の生の声で、工賃が就職先を選ぶポイントだということは否定できないですよ。

桐原委員：

工賃の話はポイントとしてしましたが、それだけではなく、お仕事に取り組んで何かを作ることに對するあこがれもありますし、何かをしたことで人に感謝されたりとか、ありがとうと言ってもらえたりとか、そういったところもすごく大事なかなと思います。そこのひとつとして工賃もあるかな、というところなんです。

座長：

でも、それは健全じゃないですか。逆に言うと、いくつか卒業生の方が望んでいるものをお聞かせいただけると多分良いと思います。それだけです。余計なことですいませんでした。

それで良いですか、武田さん。あと2回で何とか取りまとめていただいて。

武田委員：

そうですね。会議も何回まで行くかは分かりませんが。

座長：

時間があれば入りますから。

武田委員：

はい。

座長：

ありがとうございました。長くなって申し訳ありませんでした。もう時間なんですけど、話題提供ですかね。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて、事務局の原口委員から議題として話題提供していただけるといことなので、お願いします。

原口委員：

資料4-1と資料4-2がございます。こちらをご参照いただきながらお聞きください。

まず、4-1に付け加えながらお話をさせていただきます。まず、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムということですが、国からの第6期障害福祉計画の成果目標として、令和5年度末までに、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められていて、つくば市の障害者計画の目標にも掲げられています。少し長いので「にも包括」という言い方をしているのですが、「にも包括」の構築におきましては、資料4-1の左下、事業①の構築推進事業と事業②の構築支援事業がありまして、私も昨年、都道府県の密着アドバイザーとして関わらせていただいております。つくば市の実情につきましては、後ほど市の事務局から説明させていただくとして、事業①の方について理解を深めていただくために、精神障害について背景や特徴などを簡単にご説明させていただければと思います。資料4-1になりますが、まず1番目として、近年精神疾患を含めた患者の数は増加傾向になります。脳血管疾患や糖尿病を上回る身近な疾患となってきています。精神障害者の方も高齢化が進んでいて、介護保険との連携もさらに重要になってきているということは、私が相談支援専門員としてやっていく中でも感じているところです。2番目、歴史的に見ると、精神障害者の方々は、法律によって自宅に監禁、私宅監置という言い方をされていて、戦後は、精神病院への入院が中心になるなど、長期に渡り、社会から切り離された生活を余儀なくされてきました。そして、いま入院医療中心から地域生活中心を目指す流れになってきています。思春期や青年期に統合失調症等の精神病の発症を発生し、以来数十年入院が続き、病院が生活の場となってしまっている長期入院者の方も少なくありません。長期入院者が地域で生活していくのは、かなりハードルが高いことでもあり、そもそもです

が、退院への意欲がないということも多く見受けられます。このような場合に、①の5番に書いてあるようにピアサポーター、言ってみれば当事者の先輩という方が、強力な支援者となります。4番、精神障害者の方々はもともと変化が苦手であって、刺激の少ない病院生活では落ち着いていらっしゃるのですが、生活が変化すると病状が悪化する危険が常につきまといっていると思います。地域での生活を始めても病状悪化により、必要な時にすぐに入院できる体制が必要になっていて、医療連携体制への構築とかそういったところに話がつかなくなっていくと思います。それから5番ですね、家族との関係が悪化してしまっている場合も多く、地域生活を難しくする一因ともなっています。ご自宅に退院が難しかったりとか、例えばアパートを借りたいときに保証人になっていただける方がいないとか、そういったところで後ろ盾がないことが、地域生活を難しくしていると思います。なので、家族支援だったり、住宅の確保ということが地域への移行をするうえで必須となっています。こういったことを、システムの構築の際に、協議の場で話し合っていくことが推進の第一段階だと思っています。では、ここでつくば市の事業の体制について、市の事務局からご説明をお願いします。

事務局（福田）：

時間が押しているところもあるので、本当に簡単に説明させていただきます。まず、つくば市の現在地がどうなっているかですが、昨年度の状況だと、協議の場として自立支援協議会の枠組みの中で進めていきたいということでお話をさせていただいております。これと同時並行で、茨城県からのバックアップもしていただける状況でもあります。県からの具体的な支援としては、昨年度は2回ほど、県の保健所の圏域の3市の精神障害の福祉に関わる行政に担当者であったり、精神科の医療機関であったり、原口委員を含めた地域の受け皿としての事業所等の担当者レベルでの集まり、連絡会という形になっていますが、これを開いて課題を共有する場を作っていたらいい。広域の中では進んでおり、お話の中にもありましたが、市町村単位であらためて人が集まる場を作ることが必要とされており、今回原口委員から枠組みをご説明いただいたところですが、つくば市としても、このテーマに関わるとことで人が集まる枠組みを考えている状況です。簡単ですが、以上です。

座長：

原口委員、大丈夫ですか。

原口委員：

はい。

座長：

ということは、それを自立支援協議会の中で、外で。

事務局（福田）：

現状では、自立支援協議会の枠組みの中でスタートできればと思いますが。

座長：

というご説明です。なんかイエスかハイしか返事がないようなお話ですが。まあ、ノーと言う理由は全くないし、やっていきましょうということなんでしょうけど。その立て付けは事務局で考えていくという理解で良いですか。ハイとイエスの中で、ご意見どうぞ。大丈夫ですかね。それでは、その他というところで、委員のみなさま、事務局から何かございますか。よろしいですか。特になければ、議事進行を終了させていただきます。ありがとうございました。これから先は事務局にお返しします。

事務局（大竹）：

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(以上)

資料 1

令和 3 年度つくば市障害者自立支援協議会 第 2 回 おとな部会（専門部会 2） 次第

日 時 令和 3 年 10 月 13 日(水)

10 時 00 分 ～11 時 30 分

場 所 つくば市役所 2 階会議室 203

1 開 会

2 座長挨拶

3 協議事項

①防災ガイドブック（案）について

②プロジェクト会議進捗状況報告について

・福祉の店

・物品販売体制整備

③精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについて

4 その他

5 閉 会

プロジェクト会議① 福祉の店（仮） 報告書

【プロジェクト会議進捗状況について】

障害福祉を知ってもらう事と障害福祉施設で作っている製品の販路を確保、工賃アップと就労の支援を目的に「福祉の店」常設に向け協議を行った。まずは、スモールステップとして障害者週間（12月3日～12月9日）に物品販売を市役所内で開催。「福祉の店」常設を念頭に実施し課題等について今後検討していく。

（障害者週間での物品販売については以下のとおり協議）

① 今回の開設場所（候補地）

- 本庁舎1階、常陽銀行前スペース（仮）

② 会計処理の方法（「バザー／マルシェ」なのか「常設店舗のトライアル」なのか）

- (1) 各事業所ごとに陳列場所で個別会計（バザー／マルシェ的）
 - ◇ 会計処理が容易（事業所ごとに金銭管理、事業所間の売上が混在しない）
 - ◇ 事業所ごとに会計責任者の動員が毎日必要
 - ◇ 将来の「常設店舗化」を念頭に置いた方法ではない
- (2) 会計処理を1か所で統合（全商品を1窓口で会計処理）
 - ◇ 会計処理が複雑（事業所ごとの売上件数・売上額を正確に把握する必要あり）
 - 全商品に事業所ごとの識別子（タグ、QRコード等）を添付する必要あり
 - Cf. ハーネス（県福祉会館）…2連タグが商品に付帯、会計時に切り取り
 - ◇ 会計事務の統一化・手順共有が必須。各事業所への事前説明が必要
 - ◇ 当番制等により、各事業所から会計責任者を各日1～2名ずつ出してもらう
 - ◇ 常設店舗化を念頭に置いたトライアルとして捉える
 - 「他事業所の商品も自分たちの商品と一緒に売る」「全体に対して責任を持つ」

③ 従事者（「店員」）からの「声かけ」について

- 事業所の気持ち：商品の制作過程やバックグラウンドを来店者に知ってほしい
- 来店者の気持ち：店員が多かったり、店員にいちいち話しかけられる環境は…
 - 来店者側の利便性と販売者側の気持ちのバランスを考える必要アリ

★ 仮に、事業所ごとの「声かけ」を代替するとしたら？

- ◇ 商品そのものに商品説明のタグなどを付ける
- ◇ 説明チラシを同梱する（会計時に質問されたら「中をご覧ください」でOK）
- ◇ 陳列方法の工夫（商品の横にポップを置く、パネル内で記述するetc.）
- ◇ 会計場所にリーフレット等を常備し、手渡す／自由にとってもらう
- ◇ オープンスペースでの展開になるため、遠巻きに待機してもらう？

④ 従事者の動員方法（シフト）について

- ②と③を踏まえて、開催期間中の必要な人員数や事業所ごとのシフトを決める！

⑤ 事業の事前周知方法

- 広報つくば（12月号に間に合う？）
- 市公式ウェブサイト（随時アップロード可能）
- 公共施設内でのポスター掲示（得意な事業所に協力依頼する方法も）

資料2 - 2

「福祉の店」プロジェクトに関するアンケート 回答:18事業所

設置出店希望の有無	希望する	12 事業所
	希望しない	6 事業所

			参加できる日	
参加希望の有無	希望する	10 事業所	全日5日間	7 事業所
			12/3、12/7、12/9	1 事業所
			12/7、12/9	1 事業所
			12月に準備が整えば	1 事業所
	希望しない	8 事業所		

販売物品の詳細

参加事業所名	販売物品	個数
就労支援施設オハナ	ピアス、イヤリング、髪ゴム、ヘアピン等、アクセサリ類	約30点
み・らいず愛織	さをり織り、製品、羊毛製品	
夢実現カンパニーつくば	布草履 ビーズ作品(ストラップ)	3足 20個
CWらぼ つくば	<こぎん刺し> ヘアゴム、ブローチ、財布、コースター、バッグ等	1事業所に当たり設けて いただいた規格による
ごきげんファーム	卵、人参ジュース、野菜、お米、竹細工	たくさんあります
smaill	アクセサリ(ピアス、イヤリング) ハーバリウム雑貨	50~100個 20~50個
畑楽屋	有機野菜または野菜 ニンジン、ベビーリーフ、サツマイモ、トマト等	個数不明
ポランのひろば	お菓子、パン等	100~200個
みもり園	ふくれみかん、ゆず等 パン(ユメハウス食パン、菓子パン、焼き菓子) 手作り品(シュシュ、マスク、エコバッグ、ポチ袋等)	果物、手作りはその時による。 パン、菓子類は1日50個程度予定。様子を見て増やすことも可能。
ラ・フィーネつくば根	ガラス製品 つるし飾り	30個 5個

プロジェクト会議② 物品販売体制整備（仮） 報告書

1 第1回 8月25日（水）10:00～11:30 リモート会議

参加者：市障害福祉課職員、大久保委員、石田委員、原口委員、武田委員。

【 内 容 】

- 優先調達法について
- 就労系ガイドブックの活用。優先調達ガイドブックの活用。市内の各事業所がどのようなものを生産しているのか、仕事を提供できるのか等が記載されている。
- 障害者就労の制度、質、単価の安さ。できる仕事が少ない。それをふまえて工賃向上のためにどうすればいいか。
- つくば市独自の密度の濃いやり方（仕組み）ができるのでは。市内には独立行政法人等の行政機関が多数存在している。そこからの仕事の調達等。
- まずは、スモールステップとしてできるところから取り掛かる。市役所内での仕事の調達。
- 企業側が仕事を依頼するメリットは社会貢献くらい。
- 地域活動支援センターI型事業に受発注の仕組みを組み込む案はどうか。ライフサポートは就労センターもあるため、営業活動しやすい等の利点もある。

2 第2回 9月24日（金）10:00～11:30

参加者：市障害福祉課職員、大久保委員、石田委員、原口委員、武田委員。

【 内 容 】

第1回の会議をふまえて、優先調達法について、市内就労施設等からの調達可能物品一覧、就労系障害福祉サービス事業所ガイドブック、市役所内で調達可能な仕事の情報をまとめた資料等を基に話し合いを実施。

- 事業所によってできることできないことがある。提供された仕事と各事業所のマッチングが必要になる。どうやって仕組みを作っていくのか？検討が必要。
- 誰が声掛けをして、話し合いの場をどう設定して、その仕組みをどう作っていくのか？という流れになる。
- 各事業所の実態把握が必要。困っている点、取り組みたいけどなかなかできない点、抱えている課題等をふまえて取り組んでいくことも必要。各事業所の実情を聞き取れる場の設定も必要。場がないと意見の吸い上げは難しい。それは事業所連絡会？、自立支援協議会の中に新たな部会をつくる（就労部会）？
- つくば市版共同受注センター的なものを作るか？内容もそうだが、誰がどのようにやるのか？も検討が必要。
- 独立行政法人等でどの程度優先調達を利用しているかは公表されている、
- 手始めに市役所の中で仕組みを作った上で広げていければ、そのマッチングができればいいのではないか？
- 障害者の生活を維持するために、優先調達という観点からどのような取り組みをしていくのか？という点をしっかり押さえていくことが大切。
- 事業所としてどのように仕事のレベルを上げるのか？優先調達法に基づいて事業所にどのような仕事を発注できるのか？この仕組みが大事。需要と供給のバランス。
- 全国的に官公庁や独立行政法人、都道府県、市町村において、優先調達法に基づく発注の数は年々増えている。

- 官公庁が主体となって、官公庁だけでなく、地域の企業のニーズを拾い起しながら、連携して官公庁と企業という体制づくりをまとめていけるとよい。
- 事業所側としては、定期的に受注できるのか？その期間責任をもって受けられるのか？といった不安もある。
- 特性に応じた仕事の創生を行なうことで、工賃が上がっていく。
- 県の共同受注センターがある中で、どこを目指していくのか？
県の共同受注センターは仕事をとってきて、その情報を流して調整しているだけ。

3 今後の課題・検討事項等

- つくば市の障害者の工賃向上に向けて、どこを目指していくのか？コンセプト作りがまだ固まっていない。何を目標してどこに進もうとしているグループなのかというところを見せていくことが大事。
- 地域の特性も考えて、仕組みづくりには何がベストなのかということを話し合っていくことが必要。
- 障害者の工賃を上げるための仕組みづくり。
- 調整役が必要。
- 集約する場がないと話が進まない。
- 調整役をどこがやるのか？…市？協議会（事業所連絡会的な組織）？、自立支援協議会？。
- 調整役を担うには2～3名は必要。予算化も必要。
- 自立支援協議会の部会で取り組んでいき、地域活動支援センターI型事業で取りまとめるという形態もある。
- 調整役としては、庁舎内、障害福祉課にそれを設定して、それで会員登録した会員にメールを配信するという形がある。そこに自立支援協議会も協力するような形。
- 情報交換や課題の共有ができるような場を設定していくことも必要。自立支援協議会からの発信で市内の事業所への呼びかけは必要。底上げを目指す。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

国からの第6期障害福祉計画の成果目標として令和5年度末までに精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められており、つくば市の障害者計画の目標にも掲げられている。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、事業①の構築推進事業と事業②の構築支援事業がある。事業①の内容については以下のとおり。

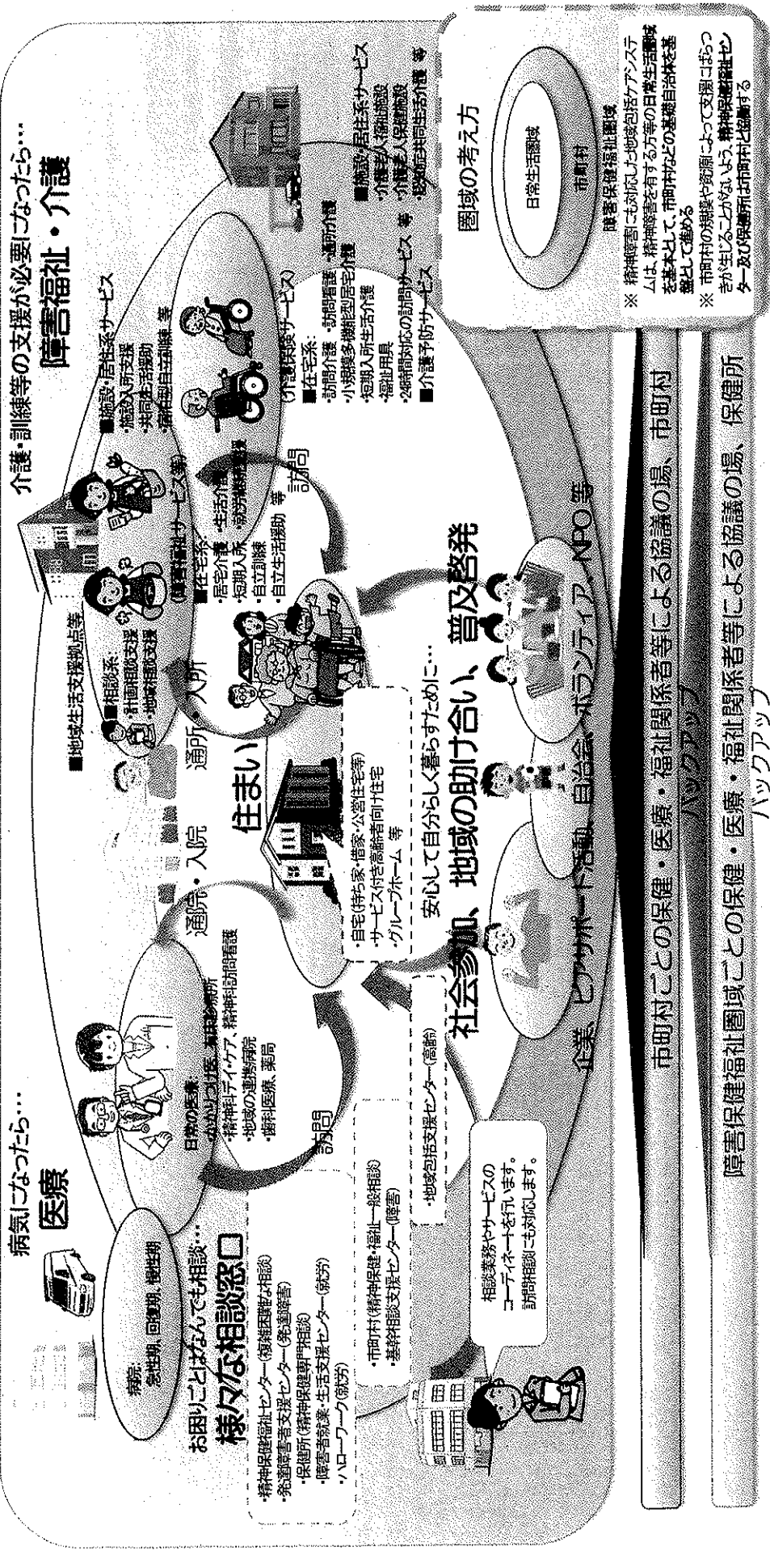
- 1) 近年精神疾患を有する患者の数は増加傾向にあり、脳血管疾患や糖尿病を上回る身近な疾患となってきた。精神障害者も高齢化が進んでおり、介護保険との連携もさらに重要になっている。
- 2) 歴史的に見ると、精神障害者は明治時代には法律によって自宅に監禁（私宅監置）され、戦後は精神病院への入院が中心となるなど、長期に渡り、地域から切り離された生活を送ることを余儀なくされてきた。そして、今入院医療中心から地域生活中心を目指すという流れになっている。
- 3) 思春期や青年期に統合失調症等の精神病を発症、以来数十年入院が続き、病院が生活の場となってしまう長期入院者は少なくない。長期入院者が地域で生活していくのはかなりハードルが高いことであり、そもそも退院への意欲がないということも多く見受けられる。このような場合、ピアサポーターと呼ばれる「当事者の先輩」が強力な支援者となる。
- 4) 精神障害者は元々変化が苦手であり、刺激の少ない病院生活の中では落ち着いているが、生活が変化すると病状が悪化する可能性が常につきまとう。地域での生活を始めても病状悪化により必要な時にすぐ入院できる体制作りが必要。
- 5) 家族との関係が悪化してしまっている場合も多く、地域生活を難しくする一因ともなっている。家族支援、住居確保などは地域への移行を考えていく際に必須となる。

システムの構築の際に必須事業となっている協議の場を設置し、話し合っていくことが推進の第一段階となっている。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○ 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。同システムは地域共生社会の実現に向け、向かっていく上では欠かせないものである。

○ このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場、都道府県本庁・精神保健福祉センター・発達障害者支援センター

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和3年度予算：584,453千円（令和2年度予算額：532,733千円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和3年度予算：40,821千円（令和2年度予算額：40,821千円）

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

◆ 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

◆ 都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆ 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（事業①）

【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業（事業②）



◆ 個別相談・支援（電話、メール）、県地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、シンポジウムの開催、アドバイザー（広域・密着AD）合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に係る手引の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価 等